

# 所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対するご意見と市の考え方

## ご意見と市の考え方

---

令和6年5月1日(水)から令和6年5月30日(木)にかけて実施しました「所沢市まちづくりセンター設置条例」(素案)のパブリックコメント手続きにつきまして、皆様から寄せられたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見をいただきました皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 1.募集の概要

- (1) 募集期間 令和6年5月1日(水)～5月30日(木)
- (2) 意見受付 直接持参、FAX、電子メール、電子申請

### 2.意見

- (1) 応募人数:40名
- (2) 意見総数:86件

令和6年7月10日  
所沢市 市民部 地域づくり推進課  
電話:04-2998-9083  
FAX:04-2998-9491  
メール:a9083@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>小手指まちづくりセンター、小手指まちづくりセンター分館の名称について</p>	<p>小手指まちづくりセンター、小手指まちづくりセンター分館の名称を再考することを提案します。</p> <p>私案ですが、 小手指公民館分館を小手指まちづくりセンター 小手指まちづくりセンター・小手指公民館を北野まちづくりセンター としてみたいかがでしょうか？</p> <p>提案理由を説明させてください。 小手指公民館分館は西武池袋線「小手指駅」南口から徒歩7分の場所にあります。 一方、小手指まちづくりセンター・小手指公民館は小手指駅南口から椿峰ニュータウン行きバス「北野天神前」下車の場所にあります。 名称と場所を一致させて、市民にわかりやすくすることが目的です。</p> <p>名称と場所を一致させることができるのは、このタイミングしかないと思います。 良い例がかばないのですが、西武拝島線の西武立川駅は立川駅とは全く異なる場所にあります。 私は、以前西武立川駅の近くに住んでいて、思い違いをされて、西武立川駅で戸惑っている方を何度も時々見かけ、立川駅に行く方法を何度も説明しました。</p> <p>小手指まちづくりセンター、小手指まちづくりセンター分館はこの状態と全く同じだと思います。 名称変更に伴い、一時的な混乱を懸念されることは承知しておりますが、開始予定が令和7年4月とのことなので、事前の周知で混乱は最小化できると思います。 両方の利用者に、名称と場所を一致させることが目的であることを説明し、名称を公募する方法もあると思います。 そうすれば、利用者により愛着を持っていただくことができ、かつ、新しく所沢市に在住、在勤、在学になった方や、既に所沢市民であるが少し離れたところに住んでいる方にも、わかりやすくなると思います。 ご検討をお願い致します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。小手指まちづくりセンターと小手指公民館分館の名称につきましては、いただきました意見を参考に検討させていただきます。</p>
2	<p>2ページ◇公民館機能の積極的活用</p>	<p>公民館機能の積極的活用し、地域の課題解決への機運を高める取り組みとあるが、地域住民の意識向上に繋がる事業の取り組みもひとつだが、地域課題が何か？問題意識を持つ住民が気軽に話が出来ると言える雰囲気づくりをし、情報収集することも公民館の大きな役割の一つでもあると思います。問題意識を持った住民の意見がただのクレームと捉えられがちに感じられるので、職員自身の意識向上を願う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域の拠点施設として、地域の方々との良好なコミュニケーションが図れるよう、研修などを通じて職員の育成に努めるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>全体的に</p>	<p>人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティの衰退は、10数年前、まちづくりセンター設置から顕著になっていたと思う。社会教育に関わる事業の経費削減を理由に事業の縮小が地域住民の意識の低下を招いたように思う。経費がなければ、工夫を凝らし、取り組む姿勢を職員自ら示す事も地域住民の意識向上に繋がる様に思います。 熱意ある職員には協力しようと言う気になり、これまで色々協力してきたが、結果的に私自身が色々学ぶことが出来たと感謝しています。今回の一元化が、他市町村の失敗例にならない様、好機ととらえたものになる様、条例がどの担当者が読んでも思いが伝わる理解できるまちづくりセンター設置条例となる様、作りこんで頂きたいと願います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域の拠点施設として、地域の方々との良好なコミュニケーションが図れるよう、研修などを通じて職員の育成に努めるよう取り組んでまいります。</p>
4	<p>条例制定の背景目的</p>	<p>①「地域コミュニティの衰退」の危惧が何故公民館条例の廃止(統合と表現しているが実質は廃止)で解決されるのか、条例制定の趣旨が全く不明であり、看過できない。 表面的な言いまわし出“ゴマカシ”としか受け止められない。 ②公民館業務を教育委員会から市長部局に移すことは単に掌管の問題でなく公民館の理念である「住民のために、…もって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を失わしてしまうことにつながる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>施行期日</p>	<p>市民と何故議論なく「この条例は令和7年4月1日から施行する予定」など一部局が言うこと自体問題と言わざるを得ません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。これまで市では、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催してきており、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてきたところです。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
6	1ページ 条例制定の背景・目的	<p>目的の一つとして「まちづくりセンターの活性化」があげられていますが、そもそも「まちづくりセンター」は不要で、「市役所の出張所」と「公民館」は目的が全く異なるのであって、それを無理やり「まちづくりセンター」としたことが間違いでした。今回の条例の第一の目的は、管理職を1名にして、人件費を削減する行財政改革ではないでしょうか。</p> <p>●「施設使用の方法」には変更がなくても、内容が「まちづくり」ではないとして制限される可能性があります。→下段</p> <p>●公民館の運営には社会教育の専門家が必要ですが、「市民部」が主体となると、本来の公民館のあり方がねじまげられる可能性があります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
7	1ページ 条例の概要◇まちづくりセンターの設置目的	<p>まちづくりセンターで行われる教育について、「實際生活に即した」と限定されていることは問題です。實際生活に即さない教育の理念、例えば、平和教育のための施設利用が拒否される可能性があります。地域課題の解決には、政治的なことを議論する必要があるのですが、市長部局が運営することによって、時の市長の意向で、政治的な課題を学習できなくなる可能性があり、それは、戦争遂行を促進してしまった公民館の反省のもとに社会教育が行ってきた公民館活動の理念を根本から覆し、再び、同じ過ちを繰り返しかねず、大変危険なことになります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
8	2ページ まちづくりセンターのさらなる機能強化 2点	<p>●公民館は戦後、それまで国が行ってきた戦争遂行に協力する機能から、新しい憲法の普及促進に舵を切り、民主主義の発展に寄与してきました。その中でも所沢市の公民館は、社会教育課が積極的に公民館活動をバックアップして、全国的にも評価されてきました。ここで「公民館機能を充実させ」、「市民の自主的なまちづくり活動への支援を強化」するためとありますが、所沢市民はこれまでも積極的に「まちづくり」のために公民館を利用して、学習会を開いたりしてきました。自主的なまちづくりは、ほぼ官製の自治会・町内会が行うものではありません。公民館審議会も市長部局が運営するとなると、やはり、時の市長の意向が反映し、自主的とはほど遠いものとなるでしょう。</p> <p>公民館機能を運営するのは、そうした時の市長の影響がない、住民が自由に発言できる社会教育部門であるべきです。住民はそうした権力に左右されないとしても、問題は職員です。職員が市長への付度によって、住民の自主的な活動を阻害しかねません。これは、民主主義にとって、もっとも恐れるべきことです。現在の国の状況を反面教師として見ていただくことができます。そうした付度ははびこることによって、職員の士気が落ち、やがて優秀な公務員は集まらなくなります。それは、住民にとって、不都合な、時に不都合な市役所となり、住みにくいまちとなり、条例の目指すものとは真逆のまちとなります。人件費の削減は、まちづくりの後退を意味することになってしまいます。削るべき予算は他に探るか、収入を増やすことを考えてください。。</p> <p>●実際に施設を使用するときには、以下のような懸念があります。</p> <p>「まちづくり」が主になるときの「まちづくり」の範囲の解釈がセンターの職員に委ねられるのでしょうか。「まちづくり推進課」が判断するのでしょうか。以前も判断部署が二転三転して、混乱したことがありました。</p> <p>教育機関としての機能を維持するためには、やはり、そのプロである社会教育課が運営した方が間違いが少なく、スムーズだと思います。</p> <p>現在、外国ルーツの青少年の日本語学習のために、市内数か所の公民館をお借りしていますが、その妥当性は、やはり、「教育」という機能で判断されるべきです。それを首長部局に移管することには、不安を感じざるを得ません。先日の「まちづくり」のタウンミーティングでは、外国人に対する市民からの差別発言が出たと聞いています。そうした市民への啓もうも必要ですし、外国人の日本語教育のための公民館利用も「教育」として行うことで実効性、有効性が高くなります。</p> <p>時には、コミュニティ推進機能の中心となっている自治会・町内会と利害が一致しないこともあるかもしれませんので、統合せずに、各々の機能を維持しておくことで、各々の目的をしっかりと確認して、調整を図ることが可能だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
9	【条例制定の背景・目的】の5段落	<p>「業務体制を整えるとともに、まちづくりセンターの活性化を図るため、令和7年4月より、公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)に移管し、一元的な運営を行って参ります。」 (意見) 目的として「まちづくりセンターの活性化」が挙げられていて、まちづくりセンターの機能が公民館のそれよりも優先されているように読み取れます。本来、2つの施設の設置目的は異なり、一元的事業で活性化が進むという説明にも論理的な疑問が生じます。「地域住民の高齢化や新型コロナウイルス感染症による社会的な影響もあり、人と人のつながりがさらに希薄化している」との背景は書かれていますが、現在の各地域の課題と両施設の在り方についての背景説明やデータ分析はなく、「まちづくりセンター」として一元化することの論拠としてはいささか不十分です。 昨年度に審議会も開催されていたことは今般、検索で知りましたが(このような関連案件には、パブリックコメントのページにリンクすべきと思います)、審議会だけでなく地域住民が主体的に考えてコミットする必要があると考えます。今後の利用の活性化につなげるためにも、パブリックコメントだけで終わりにせず、各地域で必要とされる「公民館」「まちづくりセンター」は何かを住民とともに熟議を重ねた上で決めるべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。また、これまで市では、社会教育委員会や公民館運営審議会での議論、市民説明会などを踏まえ、検討を重ねてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
10	【まちづくりセンターの更なる機能強化】の冒頭	<p>「市長部局に一元化したまちづくりセンターは、公民館機能を充実させ、(中略)更に市民の自主的なまちづくり活動への支援を強化していきます。」 (意見) 社会教育法の公民館設置及び運営に関する第三条(地域の学習拠点としての機能)には、公民館は「多様な学習機会の提供に努めるものとする」と書かれていますが、今回の条例案では「学習」を「自主的なまちづくり活動」「地域の課題解決」の範囲に絞っていくように読み取れます。社会教育における学習とは、もっと広範囲な学びを想定しているのではないのでしょうか。ミスリードを防ぐためにも、市長部局への移管は急がずに、今後の「社会教育」の在り方を住民とともに議論する必要があると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。また、これまで市では、社会教育委員会や公民館運営審議会での議論、市民説明会などを踏まえ、検討を重ねてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
11	公民館機能の積極的活用	<p>「公民館機能を積極的に活用し、地域の課題解決へ機運を高めるための取組を進めます。」という文言に違和感がある。公民館が「實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与」を目的とした町村振興の中心機関であるならば、「地域の課題の解決」を目的とする「まちづくりセンター」はむしろ公民館の一部であり、この文章からは社会教育機関としての公民館の機能の後退を意味すると考えられ、受け入れられない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。また、これまで市では、社会教育委員会や公民館運営審議会での議論、市民説明会などを踏まえ、検討を重ねてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
12	全体	<p>新しく制定される条例も分からないのにパブリックコメントの書きようがない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
13	まちづくりセンターの更なる機能強化・まちづくりセンターの位置づけ	過去の議会答弁では今後「特定公民館」とする旨の答弁があったと思うが、であるならば設置目的は社会教育法「社会教育法第5条第3項」だけでは「特定事務」の「特定公民館」となる確証が持てない、新たに設置される「審議会」は「公民館運営審議会」である確証もない。社会教育法を根拠とする「特定公民館」、「公民館運営審議会」とするべきである。	ご意見ありがとうございます。社会教育法第5条第3項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により特定事務を行う特定地方公共団体は、公民館の設置及び管理に関することはその長が行うとされています。このような公民館を特定公民館としています。また、社会教育法第29条に規定のある公民館運営審議会を設置する場合、社会教育法第30条の規定により委員の委嘱は市長が行うようになります。
14	公民館機能の積極的活用	「公民館機能」とは「社会教育法」に記述されているのか？具体的に何なのかわからない。	ご意見ありがとうございます。社会教育法第20条には公民館の目的について規定されており、同法22条にその目的のために公民館が行う事業が規定されています。つまり、公民館の目的のために実施される事業が公民館の機能であるものと考えます。
15	全体	住民自治の振興機関である公民館を行政主導の「まちづくりセンター」に一元化する事は、団体自治として望ましくないと考える。「所沢市立公民館設置及び管理条例」を堅持し公民館を残すべきと考える。	ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。
16	条例制定の背景・目的	地域コミュニティの衰退に際して、「まちづくりセンター」の総括が必要ではないか？	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。
17	1ページ 条例の概要 ◇公民館には市民を入れた運営審議会の設置	①コミュニティ推進業務については市長部局が、公民館業務については教育委員会がそれぞれ所管していたが、業務体制を整えて「まちづくりセンター」の活性化を図るとあるが、公民館には市民を入れた運営審議会があるが同様の市民の意見を聴取する場があるのでしょうか？ ②「まちづくりセンター」との名称は行政と市民が一体となってよりよい社会を作るという理念を窺えない。「コミュニティセンター」という名称を提案します。	ご意見ありがとうございます。今後も社会教育法第29条に規定のある公民館運営審議会は設置します。名称についてですが、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例があり、名称が二つ存在する状況でした。今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
18		<p>現状について質問します                      現在は1)公民館条例によって、公民館とまちづくりセンターは運用されているのですか                      2)公民館条例は戦後社会教育の一貫として、また、まちづくりセンターは2011年に作られました。生まれも育ちも経過も違います。                      3)公民館条例が少子高齢化社会の現状にそぐわないと言う認識でしょうか。だとすれば、何がどのようにそぐわないのかお知らせください。                      4)住民の意識状態や環境の変化を問題にして公民館条例を廃止して、まちづくりセンター条例を設置するとしたらやるべきことをしてこなかった提案者側の怠慢ではないでしょうか。私には、公民館条例やまちづくりセンター条例が分かりません。示されていないからです。不親切です。其上、一方的にまちづくりセンターの必要性を述べるに当たっては、市民の公正な判断は得られないのではないのでしょうか。緊急に市民の疑問と意見に応じて欲しいと思います。</p> <p>また提案された素案は                      1) 何故公民館の培ってきた優れた経緯を今に生かそうとはしないのは理解できません。説明していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。現在「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例があります。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。地域コミュニティの充実を図る地域支援の拠点としてのまちづくりセンターの役割は重要性を増しており、機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
19		<p>私達は、むずかしい役所ことばの条例は読むだけでメンドウになるので、それぞれ条例をとりよせ比較検討して意見をいうことはとても大変。ムリ。どう変わるのか。よくわからないが、今の公民館はものすごく使いづらい。                      ①ひとコマが2時間では正味1時間半しか使えない。                      ②予約が登録団体は優ぐうされるが、一般は、月1回1ヶ月前しかとれない。しかも月1回。永年東京でやってきたが、市民の文化活動に資する、ということがわからない。(所沢では。)                      ③もっとオープンな使い方をできるようにしてもらいたい。名ばかり「市民のため」は困る。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。これまでも公民館は、社会教育、生涯学習の場として、地域に根差した施設であることを目指して運営してきました。2時間単位設定については、月内の上限時間内であれば、2区分利用することが可能です。利用団体にこりまして継続的な活動が可能となるように、団体登録を設けてきた経緯がございます。今回の「公民館」の市長部局への移管におきましては、こうした施設の利用方法の変更は予定しておりません。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
20	1ページ「条例制定の背景・目的」の部分に関して	<p>「人と人とのつながりの希薄化、様々な課題の顕在化、地域のコミュニティの退が危惧されているので業務間の連携の密化、効果的な業務の実施のためとまちづくりセンターを活性化するために公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)に移管して一元的な運営をしたい。」とあります。</p> <p>意見 人と人とのつながりの希薄化は巷間言われることもあります。私の属している地域ではそれほど感じられませんし、公民館の申し込みがかち合って予約できないことすらあります。また、公民館の存在意義は社会教育法にも記されているように、地域の人々が、自発的に実際生活に即する文化的教養を高め得る環境の醸成の目的のためのものです。公民館業務を教育委員会から市長部局に移管することは前記した公民館設置の目的にそぐわないものであり、今回の条例案(素案)に強く反対します。</p> <p>また、「公民館」の名称は人々に親しまれ、浸透したもので、自分たち(公民)のもので自由に活用できる施設だと認識もしっかりと定着しています。その名称すら残らない案が市民のつながりの濃密化、コミュニティの衰退を押しとどめるものになるとは到底思えません。名称をなくすことにも強く反対します。</p> <p>提案 公民館について何か課題等があるのでしたら、その解決案をパブリックコメント様に広く求めるのもよいのではないかと思います。専門家の皆さんには思いもつかない案が出るかもしれません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
21	1ページ「条例の概要」の部分に関して	<p>意見 ①に記した理由により、「所沢市立公民館設置及び管理条例」は残し、「所沢市まちづくりセンター条例」の内容を、公民館の設置・運営に影響を及ぼさない範囲で改正を検討して頂きたい。                      今までのままの公民館の方が、社会教育法第三条が求めている目的が果たせると思います。                      くだいようですが、公民館の名称をなくすことは、市民(公民)を施設から遠ざけ、自主的・主体的な活動を高める環境の醸成から遠ざかることは間違いありません。したがって、公民館の名称をなくすことになる案には絶対に反対します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。多様化し複雑化する社会において、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画を促し、地域課題解決を目指す役割が、公民館には求められていると考えます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例があり、名称が二つ存在する状況でした。今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
22	2ページ「まちづくりセンターの更なる機能強化」の部分に関して	意見「公民館機能の積極的活用」、「公民館運営審議会の運営」、「新しい業務間連携体制」に関しては、「公民館を市民(公民)が自由に、効果的に使えるように」を大本においた内容にし、検討すべきだと思います。公民館を誰もが使いやすく、そこでの活動で求められたら資料の提供や資料取得の手助け、アドバイスなどをしてもらえるようにしてもらえたら有難いです。それが公民館の更なる存在価値を上げ、公民館設置目的にかなうことだと考えます。	ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を参考にしながら、まちづくりセンターは今後とも、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。
23	1ページ 条例制定の背景・目的	地域における市民の自発的意思に基づく地域コミュニティは重要だと考えます。提案されている素案だけでは何故新たな条例が必要なのか判断できません。廃止されるという所沢市立公民館設置及び管理条例そのものが市のホームページではうまく探せませんでした。	ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。
24	1ページ 条例の概要	公民館の機能は、施設としての機能だけではないと考えています。社会教育機関としての公民館の役割は重要だと考えます。社会教育法20条にある「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」の機能を残してください。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。
25	1pの「まちづくりセンターの設置目的」または、2pの「まちづくりセンターの更なる機能強化」に該当すると思われる。	市民との協働による公民館機能の活性化を推進してください。  現在、所沢まちづくりセンター・中央公民館ホールでは、ホールの運営に、専門的な研修を受けた市民が、組織をつくり14年以上活動しています。舞台音響照明などホールに備え付けられた専門的な機構を活かし公民館ホールの機能を充実したものにしています。組織の名前は「NPO法人シアターサボ」で有償ボランティアです。同水準の機能維持のために仮に専門業者に依頼すれば年間最低でも1000万円ほどの費用が必要です。  松井公民館、新所沢公民館、小手指公民館分館などでは、本来持っている公民館ホールの専門機能を使いたいが、使えない状態と聞いています。中央公民館ホールは、特例で、半年前からの予約が可能なホールです。そのため半年前の抽選では、落選する団体が出ています。もし、他の公民館ホールでも同様の市民による舞台音響照明の機能維持が可能となれば、市民団体、文化団体の選択肢が広がります。是非、現在中央公民館ホールで実績のある、専門研修を受けた市民による公民館機能の活性化を、市の公民館ホール全体に一般化してください。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図るため、いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。
26		素案を読んだだけで、パブコメを書くことに無力感がある。条例をつくるに当たっては市民の意見をきき、協議、検討したうえでつくるべきだと思う。教育委員会から長部局に移管するという点についても納得いかない。というよりは、なぜ長部局なのかの説明がない。いま必要なのは「市民協働」によるまちづくりであり、市民の意見をきく姿勢をもってほしいと思う。 ぜひ、市民と共にということを考え、「市民協働」についての討議の場をつくってほしい。	ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催してきており、社会教育委員会や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。 本市のまちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。引き続き、一元的な運営のもと、地域住民にとってより魅力的な講座やイベントを実施するとともに、利用しやすい施設の実現と活発で住みよい地域づくりに取り組む考えです。

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
27	<p>条例制定の背景・目的</p>	<p>公民館業務とコミュニティ推進業務を運営一元化することに賛成します。戦後、民主主義の根付いた社会をつくるために、市民に社会教育を提供する機関として公民館が設置されました。今、日本社会は選挙の投票率が低いなど民主主義が危うくなっています。所沢市の公民館は、市民のために市民とともにこの原点を思い起こさなければなりません。まさに社会の少子高齢化等により地域コミュニティが衰退しつつある今、公民館業務とコミュニティ業務を一元化することが地域コミュニティ復活の効果的な施策と考えます。</p> <p>次に現在のまちづくりセンターに対する私見を述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所沢市の市民憲章銘板が各公民館に掲げてありますが、汚れていて文字が見えません。クリーニングしてはいかがでしょうか。</li> <li>2. 各まちづくりセンターのロビーレイアウトはそれぞれ色々ですが、“集いやすいレイアウト”になっているところが少ないです。騒音防止のために会話を制限するニーズもありますが、まずはオープンスペースをできるだけ広げ、椅子とテーブルを増やしてください。対面できないベッドのような椅子は取り払った方が良いでしょう。</li> <li>3. 利用するための団体登録様式が各まちづくりセンターでまちまちです。より事務手続きを容易にするために簡素な方に統一してください。職員は団体活動を促進するのが役割なのに、提出書類のチェックに時間を取られています。</li> <li>4. 市長の「子どもが大切にされるまちづくり」「子どもを中心としたまちづくり」に大賛成です。中央公民館まちづくりセンターの広場やロビーには子どもたちがいつも楽しそうに集まっています。ほかのまちづくりセンターももっと子どもたちが集まるようになれば良いですね。</li> <li>5. 民主主義は生活そのものです。また、政治も生活そのものですが、政治的集会が忌避されている傾向があります。中庸の判断はむしろ多様性を認めるのが肝要です。</li> <li>6. 多様な市民が集うと必ずクレームが発生します。そのクレームを真摯に受け止め対話を続けて解決に導かなければなりません。それにはクレーム専門の研修を受けた責任者(例えば副センター長)を配置することを提案します。</li> </ol> <p>以上</p>	<p>ご意見ありがとうございます。市では、公民館機能を充実させコミュニティ推進業務と密接な連携による事業を行うことで、更に市民の自主的なまちづくり活動への支援を強化していきたいと考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.各公民館の市民憲章の銘板は、各銘板の状況を確認し対応を検討してまいります。</li> <li>2.各まちづくりセンターのロビーレイアウトにつきましては、様々なニーズに配慮し、利用しやすい施設を目指して検討してまいります。</li> <li>3.公民館の団体登録は、所沢市立公民館設置及び管理条例施行規則に沿って行っているもので、一元化後も変更する予定はありません。公民館利用団体の支援は、公民館業務であると考えますことから、利用団体の運営状況などを確認させていただくとともに、公民館の役割や公民館サークルの役割もご理解いただきながら進めたいと考えております。</li> <li>4.公民館や地域のイベントは、子どもを含め、多世代が参加したり、交流できる事業が理想と考えます。今後も創意工夫を重ねてまいります。</li> <li>5.公民館で市民生活や政治について市民同士で話し合うことは、民主主義の学びにつながることであり、意義のあることと考えます。特定の政党の活動支援につながらない範囲で、そうした話し合いが行われるように、施設運営には配慮してまいります。</li> <li>6.効果的かつ効率的な組織運営に必要なものを検討し、センター長をはじめ、職員一人一人が地域住民の信頼関係を構築できるように、引きつづき努めてまいります。</li> </ol>
28	<p>当団と所沢市との関係</p> <p>16行目</p> <p>20行目</p>	<p>私たちは、男声合唱団「所沢メンルコール」と称する団体で、現在は小手指公民館分館に登録しており、所沢市を拠点に毎年1回の演奏会開催を最大の目標とし、1987年以来活動しています。</p> <p>本年は、第37回定期演奏会を6月29日に所沢市民文化センターで開催する予定です。今回も、所沢市及び近郊から約1千名のお客様にご来場いただける見込みであり、それを励みに毎週土曜日(17:30～21:30)の練習に励んでいます。会場として小手指公民館分館や新所沢公民館のホールなどを使用させていただいており、公民館施設を安価に、且つ、快適に使用できる環境がとてもありがたく、それが可能であるからこそ満足のいく活動を展開できているものと、日頃より感謝しております。</p> <p>また、公民館施設の利用をベースとして成り立っている私たちの活動は、所沢市における文化芸術の振興策(社会教育の一環、例えば『音のあるまちづくり』の醸成)に、少なからず貢献できているものと自負しております。</p> <p>公民館業務の所管が教育委員会から市民部に移され、コミュニティ推進業務に一元化されるとのことですが、公民館業務における、社会教育を所管する教育委員会の位置づけが弱体化することによって、所沢市を拠点とする社会教育に関わる諸団体の公民館利用が難しくなる事態を危惧します。現在でも、公民館を利用する団体の数が多いために、希望する部屋の予約や駐車場の利用に不自由なことがあり、新たにコミュニティ推進業務に関わる団体の利用が加わってくれば、状況のさらなる悪化が明白です。それを回避するには、公民館の新築・増設、設備の拡充などが必須であると考えます。</p> <p>同様な公民館のコミセン化を今年4月1日から実施した富山県魚津市の資料によると、「コミセン移行で可能となる具体例」として①地域で採れた野菜などの有償提供(物販) ②学習の場として提供 ③企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用 ④介護予防・日常生活支援総合事業等に活用(介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど) ⑤地域の発展に繋がる有料イベントの開催 が、現在の公民館活動にプラスされています。①、③、⑤など、凡そこれまでの公民館活動では考えられなかった事項が認められます。所沢市においてどのようになるのかは不明ですが、もし、これらが混然一体として実施されれば、営利追求を主目的とする企業的な理念が優位に立つてしまうことが想像に難くありません。</p> <p>「新条例施行後は、市民部が主体となって教育委員会と連携しながら運営を行う予定です。」と明記されていますが、これは最重要の事項であり、十分に機能できるしっかりした仕組みを構築していただくことが必須であると思えます。新条例施行の成否の鍵を握っているとさえ考えます。</p> <p>さらに、条例改正が既に既定路線化されているのであれば、せめて魚津市における上記の①、③、⑤のような利用は所沢市では導入して欲しくありません。それが無理であるならば、開催曜日や時間帯を厳しく制限するなど、私たちのような純粋な市民活動・文化芸術活動が従来通り活発に続けられるようなご配慮を強くお願いする次第です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)作成については、これまででは、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催してきており、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。</p> <p>本市のまちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。引き続き、一元的な運営のもと、地域住民にとってより魅力的な講座やイベントを実施するとともに、利用しやすい施設の実現と活発で住みよい地域づくりに取り組む考えです。</p>



所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
29		<p>所沢市公民館運営審議会は、令和5年に答申「地域の学習拠点として、また地域の居場所として求められる今後の公民館のあり方について～将来を見据えたこれからの公民館～」を提出し、公民館とまちづくりセンターを一元化する際に、担保すべき制度上の条件として、下記を提言しました。</p> <p>①法令上の位置づけ 第9次一括法による社会教育法の改正で規定される「特定公民館」(首長が設置・運営し、社会教育法と同等の社会教育施設として位置づけられるもの)とする。</p> <p>②組織体制 (5)で述べたとおり、社会教育法で規定される公民館運営審議会を設置する。委員としては、まちづくり・コミュニティづくりに関する委員、市民公募委員も入れることが好ましい。</p> <p>さらに、特定公民館の運営・事業等を社会教育の施設として実施することを担保するため、教育委員会と市長部局との間の連携(定期的な会議や特定公民館職員の研修など)を義務付ける。</p> <p>③人材の確保・育成 各特定公民館に、社会教育主事の有資格者(あるいは社会教育士)を配置するとともに、職員の力量形成のために計画的な職員研修を行う。</p> <p>そこで今回は、上記をふまえながら以下の意見を提出いたします。</p> <p>(1)新しい条例案に対する感謝 今回の新しい条例の制定にあたっては、素案1頁の「まちづくりセンターの設置目的」において公民館機能を失うことのない新センターであることを明記するとともに、上記の提言を真摯に受け止めて頂いたことを感謝しています。とくに、①の新しいまちづくりセンターを「特定公民館」として位置づけること、②の公民館運営審議会を設置することについては、すでに素案2頁に明記されており、ありがたいことと受け止めております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。公民館運営審議会も引き続き設置し、ご意見を踏まえながら進めてまいりたいと考えます。</p>
30		<p>(2)業務間連携の明文化 さらに、②の教育委員会と市長部局との間の連携についても、素案2頁の「新しい業務間連携体制」に書かれており、このことを条例あるいはそれに類する規則等の文書に明記していただければ幸いです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公民館機能を含めまちづくりセンターを市長部局が業務を行うこととなりますので、教育委員会との連携は欠かすことができないものと考えます。いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
31		<p>(3)人材の確保・育成 提言の③については条例素案にないものの、公民館機能の維持・向上には必須の条件と考えています。そのため、条例に明記するかどうかは別にしても、制度・仕組として社会教育主事の有資格者(あるいは社会教育士)の配置と計画的な職員研修を実現してください。有資格者・社会教育士については、新制度発足当初からだけでなく、5年計画ぐらいで庁内の有資格者の把握や新卒者採用時における有資格者・社会教育士の積極的採用などにより、これらの人材をセンターに順次配置できるようにしていただくと幸甚です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。人材の確保・育成は、公民館機能の維持・向上には欠かせないものと捉えております。有資格者の配置や研修制度の運用も教育委員会との連携策の一つと考えます。いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
32		<p>(4)名称の検討 まちづくりセンターと公民館が「まちづくりセンター」として一元化されると、どうしても公民館がまちづくりセンターに吸収されたように見えてしまい、従来から公民館を利用・活用してきた市民がアイデンティティを失ったような感情を抱きかねません。そこで、両者の対等な一元化であることを示すために、新しい名称を付与して頂きたいと考えます。あるいは、条例上はまちづくりセンターであっても、愛称としてまったく新しい名称を付けることにし、それを市民公募で決めていくこともよいのではないかと考えます。</p> <p>意見は以上の4点です。今回の一元化が公民館機能のさらなる向上につながることを期待しているので、よろしく願っています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。名称についてですが、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例があり、名称が二つ存在する状況でした。今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。なお、公民館機能を有する施設でもありますので、市民の方から公民館と呼ばれることを否定するものではなく、むしろ愛着やなじみがある名称として市民の方が使われることについて、支障があるものとは捉えておりません。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
33		<p>まちづくりセンターの更なる機能強化            公民館機能を充実させるのなら、もっと公民館を充実させる方向をと考えているのなら、公民館にまちづくりセンターを一元化するというほうが良いと思う。公民館の大事な社会教育施設という役割がかなり低下してしまう。公民館はまちづくりセンターよりも大きな機能を備えてほしい。</p> <p>素案全体            設置条例(素案)について一ページしか見られなくて、公民館の機能が小さくなり、まちづくりセンターに取り込まれてしまうようでこの素案には反対です。</p> <p>公民館について            公民館機能がなくなることに反対です。何故なら、公民館は市民1人1人が目的をもって学ぶことが出来る場所ですので、自主的な学びを保障して下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>
34		<p>2011年以降、公民館運営に努力を重ねてきた関係職員の方々には心から敬意を表すとともに、今後もその努力を続けて頂きたい事をまずお願いするものです。</p> <p>○ さて、今回の素案を拝見しましたが、背景や目的が意味不明であり市民からみても市が公民館をどの方向にもっていくのか全く理解できません。「まちづくりセンターが機能していない」と言いながら市としての総括がないまま更なる機能強化とは？むしろ必要なのは市民が主体的に活用できる事業展開が行われたのかを行政が問われる問題だと思います。さらに、これまでは公民館は教育委員会所管だったが今後は市民部が主体となると明記されたことは大問題です。これまでは市民が主体の事業展開が出来たものを今後は行政が指導することになるからです。</p> <p>○ 「まちづくりセンターの目的は地域課題に取り組む」とあります。しかし公民館は教育の目的を実現する社会教育機関であり、住民の社会形成と人格の形成を育て、住民が学ぶ機関であり、この条例の目的では、公民館機能を果たすことは不可能です。</p> <p>○ 「まちづくりセンターの機能強化」では公民館の積極的活用とあります。公民館は貸館ではないので学級講座や専門職の設置や市民参加の運営審議会そして誰でも自由に借りる事ができるなどが必須条件です。2023年の公民館運営審議会の答申によれば、「地域の学習拠点として、居場所として今後のあり方については、一元化された場合でも公民館機能が維持される」などの答申を尊重する立場からも文科省の中央審議会の条件をわきまえるべきではないでしょうか。</p> <p>① 政治的中立性の確保②住民の意向の反映③社会教育としての専門性の確保            ④社会教育と学校教育の連携などです。</p> <p>私は議員在職中にも公民館機能を残すとは「特定公民館」とするのかと質問した経緯がありますが「それも含めて検討する」旨の曖昧な答弁でした。この条例には「特定公民館とする」の文言がないことから「まちづくりセンター条例」は公民館をなくすための条例として認めることはできません。従って公民館条例の廃止も止めるべきと申し上げて皆さんの良識に期待するものです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
35	1ページ	<p>楽しく手が届くにつかえる公民館が無くなる？            まちづくりセンターを無くした方が良いと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
36		<p>今までどおり統合することなく、町の町内のくふうで安くつかいやすい方がいいと思います。おおよけのものはそのまま！！ 今あるものを充分に使って、お金をかけず、使いやすく、安く楽しく皆でやりましょう！！</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>
37	<p>条例制定の背景・目的</p>	<p>○コミュニティ推進業務と公民館業務の業務間連携を強化し、「素早い対応」と「効果的な業務」の実施を目指すとのことですが、組織改編のご努力は大いに結構だと思います。私はとくに公民館事業に関心を持っておりますが、条例設置後数年後には、組織改編によって公民館事業がどのように進展したかの事業の検証を行い、その効果を確認してほしいと思っています。 ○新条例施行後、市民部が主体になって教育委員会と連携しながら運営を行うとのことで、結構なことと思います。教育委員会が抱える事業と公民館事業の関わりは少なくないと思いますので。その場合、その連携が単なる理念に留まるのではなく、実効性を伴うものとして機能するには、連絡会等の何らかの定例的な連絡・協議機関(規模は小さくても)があるとよいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。いただきましたご意見を参考にしながら、まちづくりセンターは今後も、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>
38	<p>条例の概要</p>	<p>○まちづくりセンターの設置目的として、社会教育法に示された社会教育の理念が意識されており、結構だと思います。今般の中央教育審議会の議論で、生涯学習がウエルビーイングと密接に関わるという見解が示されています。この場合の「ウエルビーイング」とは「個人の幸せ(happiness)」に加えて「地域の幸せ(communitry well-being)」が入ります。示された「まちづくりセンターの設置目的」は適切だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を参考にしながら、まちづくりセンターは今後も、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>
39	<p>まちづくりセンターの更なる機能強化</p>	<p>○機能強化の柱として3つが挙げられています。「公民館運営協議会の運営」という柱は、それ自体は、公民館業務が市民部に移行するのに伴って生じる事務的な措置だと思いますので、公運審の運営の支援強化まで踏み込まないと「機能強化」とは言えないのではないのでしょうか。 ○まちづくりセンターの更なる機能強化のキモは3つ目の柱「新しい業務間連携体制」ではないかと思えます。しかし、そこで示されたのは「タイムリーに業務を実施できる体制」ということで、やや感情的な言い方になりますが、少々気落ちする表現に感じます。たしかに業務のタイムリーな遂行は大事ですが、この組織改編が、「(条例制定の背景・目的)にあるように」「地域コミュニティの衰退の危惧」を受け止めて、「持続可能な地域コミュニティの実現」を目指して、地域づくりに関する事業の所管部局を一元化し、地域づくりの課題に本格的に取り組むことに伴う熱量を感じさせるものであったらもっとよいと思えました。 なお、条例素案には直接かわかることではありませんが、まちづくりセンター公民館事業の充実のためには企画・実行の専門的な技量をもつ社会教育主事任用資格保持者の現場第一線での活躍が期待されるところです。これまでと同様、研修や資格取得に力をいれただけとうれしいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。また、有資格者の配置や研修制度の運用も教育委員会と連携しながら進める必要があると考えておりますので、いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
40	◆条例制定の背景・目的に関して	<p>①法律や条例をつくる場合には、立法を必要とする事実が前提になります。この簡単な説明では、まちづくりセンターがどのようなことを実施してきて、どこの問題があるのかに具体的な説明が全くありません。「地域コミュニティの衰退」に原因を抽象的・一般的な社会現象として述べるだけです。</p> <p>②なぜ、名称を含む「公民館」を廃止しなければならないのかの説明もありません。私は吾妻公民館の一サークルの活動に参加していますが、吾妻公民館を含め、どの公民館でも多くの団体が活発に活動し、時には会場を取るのも苦労する場合があります。公民館を廃止することに反対します。</p> <p>③公民館は社会教育法に基づいて設置され、一般行政とは異なり教育基本法のもと教育委員会の下に置かれています。それは、社会教育を含む教育は一般行政とは独立して、成人を含む学習・教育・文化活動に自主性、自律性が必要で、そのような法体系の下に置かれてきたものです。一般行政は上意下達、上からの命令によって動きますが、教育に関わる部分は、公民館運営審議会があり、専門職である社会教育主事のもとで独自の論理で自主的に運営していく必要があります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
41	◆条例の概要について	<p>①前記のように公民館が行政組織としての市長部局の傘下に入ると、行政主導の公民館運営へと傾斜していくことが危惧されます。「地域の課題解決」、タイムリーな業務の実施などの言葉が気になります。</p> <p>②公民館運営審議会は廃止され、審議会になると、行政の意向に沿った委員による審議会となる恐れがあります。</p> <p>この条例案の白紙撤回を求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。また、今後も公民館運営審議会は継続していく予定です。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
42	1ページ (* )印	<p>「公民館業務は教育委員会の所管で、補助執行という形で市民部が公民館に関する事務を行っていますが、新条例施行後は、市民部が主体となって教育委員会と連携しながら運営」としている。「補助執行」は規則等により責任・権限、指揮・命令権等が明確になっている。しかし、今回の説明では「連携」という曖昧な表現である。そもそも公民館は、社会教育法に基づくものであり、法律体系的な観点や県教育委員会との関係等から、教育委員会との今後の関係を明確にかつ理解し易くご教示願いたい。</p> <p>一方、昨年度実施された「答申」は、「第9次一括法では、教育委員会が管理する公民館等の社会教育施設を市長部局に移管する場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じることが必要であるとされている。つまり市長部局へ移管が行われた場合、現在の公民館は特定公民館となり、引き続き教育委員会が関与していく中で公民館機能は維持される。さらに教育委員会と市長部局との連携により、特にコミュニティの推進と公民館の業務連携強化及び一層の事業の充実が図られ、学び・文化・地域づくりといった地域活動の拠点として公民館を再創造することが一元化の目的である。」としている。どのような「一定の担保措置を講じる」のか、また教育委員会がどのように関与していくのか、関与するための措置やシステムはどのようなものか、具体的にかつわかりやすくご教示願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。有資格者の配置や研修制度の運用も教育委員会との連携策の一つと考えます。いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
43	1ページ「まちづくりセンターの設置目的」	<p>所沢市全域で継続的な自治会加入率の低下がみられる。一方、「自主的な組織であるまちづくり協議会」は、未だに自治会を主体にした活動が多くを占めている上、今後も容易には改善されないと思われる。このような状況で、「公」の機能である公民館機能がセンターに統合されることは、「公」の意識が希薄化する事を否定できない。また、今後は個人多様化、個人と社会のニーズのバランスが重要になってきていることから、設置目的のはじめに、「区域内の住民及び持続可能な地域社会の発展のために」を追加、また「・・・、もって個人の充実と豊かな活力ある・・・」追加することを要望する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
44	2ページ「公民館機能の積極的活用」	<p>「公民館機能を積極的に活用し、地域の課題解決へ機運を高めるための取組を進めます」とあるが、「積極的に」とあるからには現在ほどのような状況なのか。</p> <p>また、どのような機能を更に活用し気運を高めるのか、ご教示願いたい。</p> <p>そもそも、地域課題解決型学習は社会教育の領域に位置づけられていたのではないかと。従って、しっかりと分析反省をなくしては、このような表現は絵に描いた餅とはならないのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。</p>
45	2ページ「公民館運営審議会の運営」関連について	<p>設置に関しては、異論は無い。</p> <p>個人や地域・社会ニーズの多様化、多様な市民層など、公民館・センターを取り巻く環境は激変している。これらに対応するためには、教育関係者主体の委員の選定ではなく、従来の考えにとらわれない柔軟かつ大胆な考えによる委員の選出を要望する。</p> <p>一つのとらえとして、次のようなことを要望したい。各センターはお互いに切磋琢磨することも重要である。また、統一後のセンターの運営やニーズの把握と検討・実行等を評価することも必要と考える。そのような観点から、各センターから1名ずつの委員は市民部の推薦、5名は教育委員会からの推薦等の規定を条例で規定することも必要と考える。</p> <p>そして、各センターを審議会が、1年間に2カ所ずつの視察・評価を規定することも必要と考える。</p> <p>答申の6ページ「③魅力ある公民館事業」に記載されている「事業企画委員会」について、各公民館における事業企画委員に関する規定や規定している公民館においては令和3年度からの委員会等の実施状況をご教示願いたい。</p> <p>また、各公民館が実施する事業等が、目的に合致しているのか、ニーズを吸い上げているのか、多くの住民を対象にしているか等については、住民との意見交換が必要である。従って、各公民館が四半期又は上下期に1回は実施するように、条例において規定すべきである。その実施にあたっては、公開で実施すべきであるし、議事録も公開すべきと考える。</p> <p>上記で要望した「視察・評価」の対象となる項目の一つがこれらの活動でもある</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公民館運営審議会の委員につきましては、委員の委嘱基準を、文部科学省令に基づき規定を設けるとともに、地域コミュニティに関わる委員の選出も可能となるように検討しております。これは、公民館事業が、地域の実情に応じ、地域住民の意向を反映したものとなるように努めるためです。今後も公民館運営審議会の意見は尊重してまいります。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
46	2ページ「新しい業務間連携体制」	<p>「公民館とコミュニティ推進の事業間の連携を密接にし、タイムリーに業務が実施できる体制を構築」とあるが、現在も職員が近傍で勤務している。にもかかわらず、あまりできなかった原因等の分析結果とそれに対する対応及び今後の体制を具体的かつ理解しやすいようにご教示願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたので、意思決定に時間を要することがありました。この課題を解決するため、今後は市民部が一元的に所管していくこととなります。</p>
47	その他（社会教育主事の有資格者等について）	<p>今後の多様なニーズや地域課題解決型学習に対応していくには、それらに対して先行的に、センター長を補佐し、住民や協力団体等を導く人材が必要である。</p> <p>そのためにも、「社会教育主事の有資格者」または「社会教育士」を早期に各センターに配置できるよう人材の確保・育成を、明確にすべきである。</p> <p>また、今後のセンターは防災拠点としての機能も充実させる必要がある。そのため「防災士」等を有する非常勤職員やシルバー人材の活用・配置も検討すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。人材の確保・育成は、公民館機能の維持・向上には欠かせないものと捉えております。有資格者の配置や研修制度の運用は教育委員会と連携して進めたいと考えます。いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
48	その他（コミュニティ・スクールとの整合等について）	<p>「答申」の7ページでは、「地域のネットワーク形成は、所沢市でも導入が決定されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）においても重要とされる。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためには、学校と地域をつなぐ体制が必要であり、まさに公民館が地域ネットワークの要として役割を担うべきである。」としている。しかし、小学校区と公民館の区域分割が異なる地域もあり、またコミュニティ・スクールも小中学校が一つになり構成するところもあれば、それぞれに組織する小学校・中学校もあるのが現状である。答申やコミュニティ・スクールの現状を踏まえ、組織を統合した後どのように整合を図っていくのかご教示願いたい。結果的に、コミュニティ・スクールの委員となった自治会・町内会等の地域代表に負担がかかることになるのではないかと懸念している。</p> <p>言い方を換えれば、統合された以降は、市民部も積極的にコミュニティ・スクールに関わる必要性が生じると考えるが、今後の関わり方についてのお考えをご教示願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公民館機能を含めまちづくりセンターを市長部局が業務を行うこととなりますので、教育委員会との連携は不可欠と考えています。学校教育と社会教育の連携して取り組むコミュニティ・スクールは、社会教育の適切な実施の確保の上でも重要と考えますことから、いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
49	その他（今後のスケジュールについて）	<p>令和7年4月から実施されるまでのスケジュールについてご教示願いたい。スケジュールには、条例案についてのパブリック・コメントを予定しているのか、住民説明会は検討しているのか（施設の使用の方法に変更がないので実施しないのか）等を加えて頂きたい。</p> <p>小手指地区は、地区公民館を組織しており、7年度当初から条例等の変更がある場合、地区公民館にも影響を及ぼしかねないことから、スケジュールについてのご教示願いたし次第です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。パブリックコメント実施後は、意見を踏まえた条例案を、所沢市議会令和6年定例会に提案する予定であり、令和7年4月からの施行を目指しております。</p>
50	その他（校区と行政区の違いについて）	<p>前述したように、所沢市内の小中学校では、学校を中核としたコミュニティ・スクールという「地域ネットワークづくり」が始まった。このネットワークの範囲と公民館の範囲は異なる地域がある。特に小学校と中学校の行政区画が異なるところが、複雑化している。二十歳の集いは、参加場所の選定にあたっては、従来の行政区を重視した参加から、自由選択可能な参加に移行している。</p> <p>また、「学童」は更に複雑化しており、一つの学童に将来自分が通うであろう中学校が異なる小学生が通っているとも聞いている。このこと自体は、多くの人と交わりそこから学ぶとの観点から、奨励されるべき事なのかもしれない。</p> <p>一方で、少子化が進み、今後の小学校の在校生数が危惧されているところもあれば、教室が足りないと悲鳴を上げている小学校もある。</p> <p>公民館の事業も、多様化し事業の数は増える傾向にあるが、一つ一つの事業への参加者数は少なくなってきており、体育祭についても従来の賑わいはない。</p> <p>「地域のことは地域で決め、地域で解決」と言われるが、その「地域」そのものの中核は今後はどこであるべきか。自治会への加入率も低下し、近い将来50%を切るであろう。また、最近では消滅する自治会も出てきている。このような状況で、地主を中核としてできた「地域」への結束は弱まりあると思われる。</p> <p>コミュニティ・スクールが始まり、まさにその時期に公民館とセンターの統合がなされる。今こそ、将来に向けて「地域」とはについて検討を始めるべきと考えますが、ご意見を伺いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。学校教育と社会教育の連携して取り組むコミュニティ・スクールがスタートすることをきっかけに、地域ネットワークが広がるように支援することも検討課題の一つと考えます。いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
51	1ページ	<p>条例制定の背景目的</p> <p>住民の自治活動は住民の自発的な参加意思によるもの。所沢市が市民部として主導するものではない。自治会は、参加自由が基本。市民部は、窓口業務。公民館は、教育委員会所管で、住民の自発的な学習・実践を担保することが業務。この異なる業務を一元化することによる成果があることの実証はなく「社会教育の弱体化を図るもの」。</p> <p>以上のことから納得できない。</p> <p>条例制定廃止の概要</p> <p>まちづくりセンター設置目的</p> <p>上述の理由から二つの条例の廃止はすべきではない。</p> <p>二行目「また～」以後は専門職(社会教育主事)と教育委員会の自主的財源なしには実現しない。公民館の根拠法令に基づく「所沢市公民館設置及び管理条例」は存続させること。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
52	2ページ	<p>根拠法の異なる既存の条例に一本化に反対。          まちづくりセンターと公民館の統合も反対。          施設名はまちづくりセンターと公民館と併記する。          公民館は地域の課題解決が主目的ではなく、住民の社会教育の場としての活動拠点であると修正すべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。名称については、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例があり、名称が二つ存在する状況でした。今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。</p>
53		<p>公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設です。          一方、総合教育会議(法律根拠:地方教育行政の組織及び運営に関する法律)は、首長(市長)と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることにあります。</p> <p>公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)への移管検討をするのであればまず総合教育会議でその話し合いがあり、大枠合意、あるいは移管検討を開始することについての合意のもとで行われるべきものだと思います。今回、過去の総合教育会議の議事録を拝読しましたが、総合教育会議でこの議題が取り上げられたことは一度もないようで、法律上で定められた総合教育会議という場での話し合いがなにもされていないにもかかわらず、パブリックコメント手続きがされていること自体が変だと思います。まず、総合教育会議で首長(市長)と教育委員会の双方の合意を得た上で、必要な論点整理を行い、改めてパブリックコメント手続きを行うべきだと思います。</p> <p>なお、公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)に移管することは、下記に該当するので教育長に委任はできないと思います。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)          (事務の委任等)          第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。          2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。          一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>総合教育会議での大枠合意、あるいは移管検討を開始することについての合意がないまま、移管検討が進められているのであれば、必要な承認を得ずに先走った対応をしていると思います。必要な承認を得た上での対応であれば、所沢市パブリックコメント手続実施要綱 第4条2 市は、前項の規定により案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。を適切に行っていない状況に該当すると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催してきており、社会教育委員会や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。令和5年5月には、所沢市公民館運営審議会より公民館がまちづくりセンターと一元化するにあたり答申が出され、今後の公民館の在り方が提起されております。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第23条第1項条例の定めるところにより首長が同項第1項に掲げる事務を行うことができるものと規定されております。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
54		<p>このパブリックコメント手続き自体が適切とは思えません。このパブリックコメント手続きをやり直すべきだと思います。</p> <p>所沢市のホームページでは、パブリックコメント手続きについて下記の説明がされています。</p> <p>パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策等の策定にあたり、その案を市民等の皆さんに公表し、お寄せいただいた意見等を政策に反映させるとともに、提出された意見等とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。この手続により、市の政策形成過程において公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画と市民との協働のまちづくりを推進することを目的としています。</p> <p>なお、パブリックコメント手続は平成27年4月1日施行の「所沢市市民参加を進めるための条例」に明記されました。</p> <p>そして、所沢市パブリックコメント手続実施要綱 第4条2 市は、前項の規定により案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。とされていますが適切な情報開示がされていません。</p> <p>具体例をあげます。</p> <p>(その1) 教育委員会事務局の情報開示が適切に行われていません。 令和6年2月16日に開催された所沢市社会教育委員会議の議事録の開示が5月15日、令和6年3月26日付の「公民館とまちづくりセンターの一元化についての意見書～一元化を機に人や組織がつながる充実した公民館へ～」の開示が5月13日にされています。どちらも、「所沢市まちづくりセンター設置条例」に関する重要な参考資料に該当すると思います。所沢市のホームページをいくら探しても見当たらないので、教育委員会事務局に問い合わせをしたところ、その問い合わせをきっかけに所沢市のホームページへの開示手続きを行ったようでした。 また、今回のパブリックコメントを募集しているサイトから、これらの情報が容易に確認できるようにリンクをはるなど配慮がされるべきですが、それが全くされていません。</p> <p>(その2) 所沢市のホームページではパブリックコメント手続の流れとして下記の説明がされています。</p> <p><a href="https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/pubcom/pubcom/pcnagare.html">https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/pubcom/pubcom/pcnagare.html</a></p> <p>市が作成した計画案等を皆さんに公表します 公表するもの ■案 ■関連資料 案作成の趣旨、目的、背景案の概要、骨子等根拠法令、上位計画予測される影響、見込まれる経費論点 等</p> <p>所教社第123号 令和5年5月26日 「地域の学習拠点として、また地域の居場所として求められる今後の公民館のあり方について」の中の「今後の公民館のあり方について」で述べられている各項目は、上記の論点に該当します。 したがって、このパブリックコメント手続の中で、このことを提示し、「今後の公民館のあり方について」の提案を、各項目毎に採用、一部採用、採用しないかを明確にすること、一部採用、採用しない項目については、その理由、採用しないことに伴う影響について説明すべきですがそれがされていません。</p> <p>所沢市の職員は、地方公務員法第三十二条に基づいて職務を行う必要がありますが、所沢市パブリックコメント手続実施要綱や所沢市のホームページで説明されているパブリックコメント手続の流れに基づいて行われていない、すなわち、適切な情報開示がされていない状況で実施されたパブリックコメント手続なのでから適切な方法で、このパブリックコメント手続きをやり直すべきだと思います。</p> <p>地方公務員法第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当たつて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>



所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
55		<p>このパブリックコメント手続き自体が適切とは思えません。 このパブリックコメント手続きをそのものをやり直すべきだと思います。</p> <p>所沢市パブリックコメント手続実施要綱(例規集から引用)によれば、パブリックコメント手続の意見等の提出方法は、下記の通りとなっております。</p> <p>(意見等の提出方法) 第6条 市は、前条の規定により公表した日から起算して原則として30日以上提出期間を設け、意見等の提出を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。 2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 市が指定する場所への書類の持参又は郵送 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 前3号に定めるもののほか、市が適当と認める方法</p> <p>今回のパブリックコメント手続きでは、(4)の市が適当と認める方法として電子申請を含めています。しかし、この電子申請が事実上可能になったのは、5月14日からなので、30日以上提出期間の要件を満たしていません。なお、地方公務員法第三十二条には下記の条項があります。</p> <p>地方公務員法第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>以下は、5/1付けで市長への手紙でお送りした要約です。</p> <p>本日(5/1)から、所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)へのご意見を募集します(パブリックコメント手続)が開始されましたが、電子申請で、パブリックコメント手続をしようとすると、 &lt;問題点&gt; 申請日は、明治、大正、昭和、平成、令和、西暦から選ぶようになっています。 &lt;ご提案&gt; 西暦2024年5月まではプル入力(予めシステム上設定しておき表示されるようにすること)し、日だけを入力するようにした方がよいと思います。</p> <p>&lt;問題点&gt; ご意見・ご提案は2000字までに入力できるようですが、入力欄が1行(35字)しか表示されません。 &lt;ご提案&gt; 入力欄を大きくし、入力した文字がすべて表示されるようにした方がよいと思います。 あわせて、パブリックコメント手続の入力画面のスクリーンショットをお送りしました。</p> <p>所沢市のホームページに掲載されているコンテンツ(この電子申請を含む)は担当が必要な準備を行う。-&gt; 上席が確認を行い承認(=決裁)されているという認識です。 ヒューマンエラーはつきものですが、担当と上席が必要な確認をしていけば、ヒューマンエラーは避けることができるはずだと思います。あくまで、推測ですが、担当は作成後確認をしなかった、上席はいわゆるめくら判をしたとしか思えません。私は業務を行う上での基礎がされていないと危惧しています。これに限らず、所沢市役所ホームページを参照するとミスが多いその原因は、確認不足によるものそれも1分くらいで終わる確認を怠っているとしか思えないので、これについても「市長への手紙」で問題提起させていただいております。</p> <p>さて、電子申請の件に話を戻しますが、私の送った市長への手紙をきっかけに、担当部門がこの状態に気がついて、電子申請がきちんとできるようにするための対応を開始したようで、5月14日にこの状態は改善されました。きちんと仕切り直しをした上で、再度パブリックコメント手続を行うべきだと思います。それを行うと、もしかしら移管時期が当初スケジュール通りにはならないかもしれませんが、スケジュールを優先するよりも、法令に準拠した適切な手続を行うことで地方自治の主体である市民の市政参加を促進するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を果たし、公正で開かれた市政を推進すべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。パブリックコメント手続きの意見提出方法のうち、電子申請につきましてご指摘のとおり、不備があり早急に対応させていただきます。ご不便をお掛けし申し訳ございませんでした。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
56		<p>所沢市公民館運営審議会が令和5年5月26日付で発信した答申「地域の学習拠点として、また地域の居場所として求められる今後の公民館のあり方について」(所教社第123号)で提案されている各項目について、どのように対応するのかを理由を含めて明確にすべきであると思う。素人目線であるが、施設の名称、有資格者の配置、計画的な職員研修は重要な項目だと思うが、これらについてのこれらについてどのようにするのかの説明がないのが気になる。</p> <p>多様な市民の参加によって施設の名称(愛称を含む)を改めても良いのではないかと。 (3. 今後の公民館のあり方について(1)社会教育施設としての公民館の維持から引用)</p> <p>各特定公民館に、社会教育主事の有資格者(あるいは社会教育士)を配置するとともに、職員の力量形成のために計画的な職員研修を行う。 (3. 今後の公民館のあり方について(6)一元化に向けて担保すべき制度上の条件3人材の確保・育成から引用)</p> <p>なお、現行法の社会教育主事の有資格者の配置義務が、所沢市として、適正な市政運営の支障(将来の支障を含む)になると考えるのであれば、あわせて、国に対して提案を行うべきだと思う。 下記の資料を参照したが、所沢市は、その対応をしていないようだ。 <a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r05/tb_r5_kohyou_11_3_mext.pdf">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r05/tb_r5_kohyou_11_3_mext.pdf</a></p>	<p>ご意見ありがとうございます。公民館運営審議会からいただいた答申につきましては、可能な限り反映する所に努めております。名称については、条例上、名称を決める必要性もあり、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例による名称が二つ存在する状況でありましたので、今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。なお、公民館機能を有する施設でもありますので、市民の方から公民館と呼ばれることを否定するものではなく、むしろ愛着やなじみがある名称として市民の方が使われることについて、支障があるものとは捉えておりません。また、人材の確保・育成は、公民館機能の維持・向上には欠かせないものと捉えております。有資格者の配置や研修制度の運用も教育委員会との連携策の一つと考えますことから、いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
57		<p>素案を読みましたが、とても大ざっぱなもので、昨年の公民館運営審議会答申の内容がどのように反映されているのかわかりません。委員の社会教育機能をしっかりと担保すべきという意見をしっかりと位置づけて欲しいです。特定公民館として残すべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。</p>
58	11について	<p>素案には、具体的な条例案が書かれていない。条例案を出し、再度パブコメにしていきたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
59	2の1, 2の2について	<p>公民館という言葉がなくなるのは、大問題である。 理由のひとつとして、「公民館」の目的が、社会教育法に書かれてあるため。 現在のまちづくりセンターは市長部局、公民館は教育委員会が所轄している。これが統合されてしまい「所沢市まちづくりセンター設置条例」となって、管轄が市長部局になること事態、公民館設置の根拠がなくなってしまう。 やはり、条例案を出していただき、そのうえでパブコメをお願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
60	3)について	課題は理解できますが、その解決策に、なぜ公民館の文言がなくなり、市長部局に一元化されるのかがわかりません。住民の学びにより、地域の課題解決に取り組まれるであろう住民自治が、市長部局の管轄になること事態、住民自治が損なわれると考えます。	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。
61		市のホームページには、「所沢市まちづくりセンター設置条例」案そのものが掲載されていません。不親切です。これまでの公民館における社会教育主事の職員の人達が頑張ってつくりあげてきた公民館の本質でもある「教育・学習」の場が「地域の課題解決」に移って、目的がまったく違ってしまう。公民館は「教育の目的」を実現する社会教育機関です。公民館の名称を削除し、これまでの公民館(機能)をまちづくりに利活用するということになる。社会教育の目的は、一人一人が学ぶこと、協力することで社会をつくることです。「特定公民館」を残してください。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。
62		定年退職後、毎週公民館を利用しています。統合せずに公民館として？存続して下さい。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。
63	1. 条例制定の背景及び目的	1) 最初この素案を拝見したとき、現在市と教育委員会が相乗りでうまくやっているのに、そしてこの条例ができて、市民にとってまち作りセンターの利用方法は全く変わらない、と云われて、それなら何故代えなければいけないのか、と素朴な疑問が沸きました。 2) その後、ある筋から「地方自治法一部改正案」のことを聞き「これだ」と思いました。これで私の疑問は解消した、と思いました。これは現在岸田内閣が進めている国の権限を強め、対等になったはずの地方自治体に指示できるようにすることです。 3) 同改正案では、「大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」とありますから、台湾有事の際の戦争に加盟する場合等(原発事故も含めて)を予想してのことではないか、と考えました。 4) 勿論、このことを直接証明する根拠はありませんが、私の直感はそのことを強く主張します。 5) 私の「予言」としてご留意頂ければ幸甚です。 6) と言うことで、本素案に従って条例を制定すること自体に反対します。本素案は廃案にすべきです。	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。
64		一、市民部局への移管となりますと、「社会教育法のもとでの公民館ではなくなる」ということを意味すると思い、市(窓口・市民相談課5月29日)に電話でお伺いしたら、「そういうことではない」と否定されました。ですが、このパブコメの素案に、社会教育法の元に位置づけるのはそのままであるとの明示はありません。非常に大切な点と考えますので、誤解を与えないように、明記し、市民に周知して下さい。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
65		<p>二、素案、しかもその概要のみを示し、パブコメを求めるといふこの在り方—その内容(市民部局への移管の内容)を示さぬままに、白紙委任を求めているという、この形は、市民に対し、不当な方法と感じます。                      移管の要点を、市民に提示し、説明してのものとすべきと考えます。 今回のパブコメでその同意、不同意の多い、少ないで、作業をすすめることには、反対します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。</p>
66		<p>三、この移管案は、小野塚市長の意向(発議)によるとしたら、言語道断と思います。                      四、この不全な移管案でのパブコメ発出に、小野塚市長は、同意されたものとしたら、これまた、言語道断と言わざるをえません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。</p>
67		<p>出張所としての機能と公民館の機能を一元化して市長部局が行うことは法律・条例の建前からいってまちがいです。                      両機能の業務を一元化し、名前を統一することができても、管理を市長部局に一元化することはできないと考えます。                      現行の所沢市立公民館設置及び管理条例の3条に「公民館は所沢市教育委員会が管理する。」と明確に規定しておりますし、それは社会教育法の公民館に対する考え方と一致するものです。                      すなわち公民館はそもそも市民の生活に即する教育、学術及び文化に関する事業のためにあるものであって、行政サイドの市長部局のためにあるものではないからです。                      時の行政に対して中立な教育委員会が管理してこそ、その真の目的を達成できます。                      いかに市長や市長部局の方が中立を保つといっても市民の意向よりも行政の意向が優先されることは明らかです。                      特に行政の意向と住民の意向が対立していた場合などは公民館の使用勝手におおいに影響があります。                      どうかこの点においては公民館の目的の原点に立って、神妙に条例を制定することを臨みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。社会教育法第5条第3項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により特定事務を行う特定地方公共団体は、公民館の設置及び管理に関することはその長が行うとされています。このような公民館を特定公民館としています。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていたましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>
68	<p>条例制定の背景・目的について「しかしながら、まちづくりセンターの設置から10年以上が経過する中で、①地域住民の高齢化や新型コロナウイルス感染症による社会的な閉塞等の影響もあり、人と人とのつながりがさらに希薄化し、②様々な課題が顕在化することにより、地域コミュニティの衰退が危惧されています。」</p>	<p>①ここで、「社会的な閉塞等の影響」についての説明で「住民の高齢化」と「新型コロナウイルス感染」を並列するのはどうしてなのか？よくわかりません。お忙しいところ恐縮ですが、説明をしていただきたく思います。                      ②様々な課題が顕在化することによりこの箇所について、様々な課題があることについて、もう少し具体的に説明していただかないと次の「このため、」から始まる「公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)に移管」する事について、何故そうするのか？残念ながら理解できません。                      もともと公民館は、社会教育の分野を担う組織ではないかと思しますので、市長部局(市民部)に移行されたら、今までの目的が半減するのではないかと危惧します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
69		いま、なぜ統合・廃止なのか。よく分からない。逆に、公民館のよりいっそうの充実が求められているのではないか。したがって今回の(素案)については賛成できない。	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。
70	1ページの「条例制定の背景・目的」	社会教育法第3条の国及び地方公共団体の任務をふまえ生涯学習がさげばれている今日、同法第5章の公民館に関する規定をこれまで同様尊重し、その施策を住民が自主的に文化的教養活動のために利用できることが保障されることを求めます。これがあいまいにされるような市長部局への移管なら反対します。	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。
71	1ページ「条例制定の背景・目的」	公民館とは戦争の惨禍から軍団主義を掃し平和で民主的な関係を作るために設置されたと理解しております。この素案は公民館をなくすことが目的としか考えられません。 コミセンに公民館機能を一元化することは地域社会を行政の手足と考える発想のように思えます。これは公民館設置の主旨に逆行しています。 公民館を本来の機能に戻すため教育委員会から切り離すことなく公民館運営審議会等をもっと活発にして地域住民の声が反映できる場とすることこそが重要だと思えます。	ご意見ありがとうございます。高齢化やコミュニティ意識の希薄化、自治会等の担い手不足など、既存の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっているなか、地域支援の拠点であるまちづくりセンターの役割は重要性を増していると考えます。これまでもまちづくりセンターでは地域ネットワークの構築やその支援を行ってまいりました。今後も、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。
72	P1、P2	教育委員会として公民館業務をこれまでやってきたことは、社会教育という観点が大切だと考えていたためだと思えます。それは、これからも大切なことから、公民館を無くさないでほしいと思えます。	ご意見ありがとうございます。新しいまちづくりセンターにおきましても、特定公民館としての機能を有し、社会教育法第22条の事業を業務として位置付けております。今後も施設の充実・活性化を図ってまいります。

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
73	1ページと内容全般	拝見しましたが、条例の制定・廃止についてよくわかりません。制定条例と廃止条例のそのものの資料がありません。添付されているのでしょうか？ぜひ添付いただきその違いを確認した上で、趣旨や内容についてコメントしたいと思います。よろしく願います。	ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。
74		私は公民館を利用してサークル活動を行っています。来年4月よりまちづくりセンター設置条例を制定すると聞きましたが抽象的な内容で(豊かな活力ある地域社会に実現・・・等々)、それによって内容が現在とどう変わるのか全くわかりません。もっといねいな説明がほしいです。条例を変えるよりも、もっと誰もが利用しやすい公民館にさせていただきたい。2時間単位に区切り、使用料も有料になり今後値上げも考えているのでしょうか。市民の意見をよく聞き、誰もが納得できる内容にして欲しいです。条例はそれからです。	ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。今回の「公民館」の市長部局への移管におきましては、これまでの施設利用方法の変更は予定しておりません。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。
75	①条例制定の背景・目的	現在の二元的な運営でも不都合がないように思います。特に公民館業務は市の職員が地域の皆さんと一緒に活動する必要を求めます。市長部局に一元化されると、どうしても事務的(静的)になってしまうのではと思います。	ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。
76	②条例の概要 まちづくりセンターの更なる機能強化	根拠法令が1本になることによる、市職員(専門職員)が減ることには反対します。	ご意見ありがとうございます。人材の確保・育成は、公民館機能の維持・向上には欠かせないものと捉えております。有資格者の配置や研修制度の運用も教育委員会との連携策しながら人材の確保・育成に努めてまいります。

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
77		<p>所沢市が公民館をどうしたいのか、そして市民にどういう意見を求めようとしているのか全く分かりません。公民館業務を教育委員会から市民部に移管すること(目的)の是非ではなく、これに伴い必要な条例の制定(手段)についての意見を求めています、正に本末転倒の見本のようなもので、今回の意見募集は「まちづくりセンターの活性化を図るため移管して」と、所沢市が既に判断して決めたことであり、その結果必要となる手続きのうち条例制定についての意見だけを、移管を可能とする法律施行から5年も経つてようやく求めているようですが、これがそもそも間違っている。</p> <p>そして、「まちづくりセンター設置条例(素案)に対する意見」としながら、その条例の素案として、背景・目的、概要、同センターの更なる機能強化の3点について、その骨子を述べているだけで肝心の求めたい条文が全く示されていません。まさかこれを、所沢市では「素案」というのでしょうか？ これは条例の案ではなく、新たなまちづくりセンターの基本的な構想です。</p> <p>もしこれが素案だと言うなら、当然次はいよいよ原案としてまた市民に意見を求め、そして最終案を議会提出となるはずですよね、それとも「素案だけは市民の意見を聴いてみるが、後は市が決めますから大丈夫」ですか？ 素案であればまず、5年もかけてつくった一元化の理念・コンセプト、目的・趣旨をしっかりと十分説明しなければなりません。</p> <p>この素案だけで市民に何を聴きたいのか、何を問いているのか、市民が意見を出せるだけの材料が何も示されていない(条例の案なのに条文の中身がない)、新しいセンターとなっても、もし地方自治法155条に定める出張所機能と社会教育法に定める公民館の機能が保障され、利用方法も変わらないならば、何故変える必要があるのか？ それは市民の意思など関係なく市側の事務処理の都合だけでしょう。だったら市民からどんな意見を求めるというのか？ そんな名称変更だけという簡単に上手い話だったらこれまで何故直ぐにやらなかったのか、何故来年4月から施行なのか全く分からない。5月の1ヶ月が時間の無駄に終わっただけです。</p> <p>そんな条例素案ですが唯一市民にも明らかにしているのは、公民館という名称が消えてまちづくりセンターと変更するという点だけです。つまり組織・施設の名称(看板?)が変るといっただけで、しかも「施設利用方法は変らない」と断っています、つまり「条例の素案」ではなく「社会教育施設の名称変更素案」ですね？「施設利用方法は変らない」とは、市民にとってのまちづくりセンターと公民館の関係も変らないという意味でしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回の条例案(素案)は、趣旨、目的、背景等をまとめさせていただき、ご意見を伺ったものです。この作成については、これまで、教育委員会、市長部局でそれぞれ市民向け説明会を開催して寄せられた意見や、社会教育委員会議や公民館運営審議会にも意見を伺いながら検討を進めてまいりました。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくこととなります。名称については、条例上、名称を決める必要性もあり、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例による名称が二つ存在する状況でありましたので、今回、市長部局に移管することに伴い、「まちづくりセンター」に統一するものです。今回の「公民館」の市長部局への移管につきましては、これまでの施設利用方法の変更は予定しておりません。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
78		<p>今回の素案は、第9次一括法のうち「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条の改正に伴う措置ですね。</p> <p>(職務権限の特例) 第二十三条前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。) 二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。) 四 文化財の保護に関すること。 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>そこで先ず手続上の疑問があります。 23条1項のうち「条例の定めるところ」が「所沢市まちづくりセンター条例」に該当する 条例だと思われませんが、一号の「当該条例で定めるもの」については「所沢市立公民館設置及び管理条例」だと思います、そうであればまず、所沢市立公民館設置及び管理条例で、現行の公民館を「特定公民館として設置する」と改正してから、その改正後の条例で定めた特定公民館の事務について全て、またはある一部についてを市長部局がそれを執行する、または「執行できるものとする」旨を盛り込んだ、所沢市まちづくりセンター条例(設置条例?)制定となるのではないのでしょうか？</p> <p>従って議会承認も先ずは「所沢市立公民館設置及び管理条例」の改正が承認された後に、改正後の同条例及び現所沢市まちづくりセンター条例を廃止し、これを統合する形で新たな所沢市まちづくりセンター条例制定案の上程となるので、これらを同時に上程することは適切ではない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づく条例は、「所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が該当しますが、この条例につきましても関係例規の整備として改正を予定しております。また、同法同条第2項につきましては6月中に意見を伺うこととなっております。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
79		<p>そしてそんな素案ですが、唯一コメント出来ること、それは「小手指公民館分館⇒小手指まちづくりセンター分館」の部分です。</p> <p>所沢市には現在11のまちづくりセンターと12の公民館があります。まちづくりセンター職員が公民館業務を補助執行しているものであるから本来は、同センターと公民館の数が一致しているはずなので、1つだけ公民館業務が補助執行されていない公民館が存在し、それが小手指公民館分館なのです。</p> <p>しかし現状は複雑で、実際は小手指まちづくりセンターが分館も含めて小手指地区の2つの公民館業務を補助執行していると解釈されているようにも見えます。</p> <p>規則どおりであれば、まちづくりセンター条例では小手指まちづくりセンターの位置は「北野南」であり、一方「公民館設置及び管理条例」では分館の位置は「小手指町」となっており、明らかに同センターと同じ北野南に位置する公民館の本館(この呼称は通称であり、規程上は存在しない)とは別の施設であることから、同じ位置で、所管区域・対象区域(所管と対象の違いは?)も全く同じ北野南にある同センターは、小手指公民館(本館)の業務だけを補助執行することになり、小手指町に位置する分館については当然、その職員は従来通り教育委員会の所属のままであり、本館と同じように市民部のまちづくりセンター職員がその事務を補助執行することはできません。</p> <p>公民館に関する事務を市民経済部の職員に補助執行させる(平成23年2月8日付け)と市長と教育委員会とで協議されていても、同センターの位置が「北野南及び小手指町」にはなっていないことから、小手指町の分館は含まれていないこととなります。</p> <p>「教育委員会事務局組織及び各課事務分掌規則」では分館も、本館と同じく「機関及び施設」と個別に分類され、名称こそ「分館」としているが、れっきとした1つの機関及び施設としての公民館なので、図書館の分館のように本館に属する単なる建物(箱もの=構築物)としての施設としてではなく、本館からは独立した機関(意思決定権を持った人々の集団)でもあるからです。</p> <p>ところが、センター長の名刺を拝見したら、そこには「公民館長」という表示はなく、別途館長の名刺も作成していないとのこと、つまり公民館長という職は規定はされて書類上は存在しているはずであるが、実態は「センター長」に吸収されてしまい実働的には機能していないし、小手指の場合は分館の館長、言わば小手指公民館分館長も本来存在するはずなのだが? つまり事実上は一元化が既に浸透していて、公民館の存在は機関としても施設としても、辛うじて看板だけとなってしまったようです。</p> <p>大切なのは「形より中身だ」とよく言われますが「名は体を表す」とも言われるように見た目も結構大事で「公民館業務」をビジュアル的にどう形で表現し、その業務も担保しアピールするのか、看板などの表示方法も市民にとっても軽視できない重要な問題なのです。看板は無くなるのか? 「特定公民館」とするのか?</p> <p>素案では分館も分館のまま新たなセンターとしたいようですが、そうすると統合によりまちづくりセンターが11から12へと1つ増えることとなりますが、人員や経費の増加要因になりませんか? 一元化に伴う予算はどのくらいですか?</p> <p>そもそも所沢市は市内を11の地区に区分けしていますが、それぞれの具体的な対象地番や名称などを明確に区分け出来ていないし、かつ、まちづくりセンターも公民館もその対象区域に「・・の一部」のような曖昧さを認めていて境界線も特定できていない。</p> <p>分館とは本来、その業務の種類や設置場所等の一部を分掌して生まれるものなので、位置が異なるだけで対象業務範囲も業務内容も同じでは「分館」とは言えず「別館」ではないか。もしセンターも分館として設置するならば分掌する内容を規定して、いわゆる本館との違いを明確にしなければならぬが、そうするだけの分館業務が果たして存在するのか(小手指町に位置する方が小手指分館で、北野南に位置する方が小手指本館というのも紛らわしく分かりにくい名称ですね)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。所沢市内を11地区に区分けしている、行政区の扱いについては変更はございません。この行政区に1つのまちづくりセンターを配置するという方針も変更の予定はございません。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくこととなります。このため、小手指まちづくりセンターと小手指公民館分館の名称の整理や分館の業務についても整理が必要であると認識しておりますことから、いただきました意見を参考に検討させていただきます。</p>



所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
80		<p>目的を、地域コミュニティの衰退危惧、センターの更なる機能強化だとしているが、本当はセンター業務ではなく、社会教育事業である公民館の衰退や強化ではないのか？、公民館からセンターに名称を変えればコミュニティも公民館業務も衰退しないというのか、そしてそれはセンターに統合することで解消され、それを、まちづくりセンター条例の制定だけで実現出来るというのか？市長部局が公民館業務を一元的に管理すれば全て上手くいくという、そんな魔法のような条例の中身を種明かししないで一方的に断定するのは、まるでインチキ詐欺師か、怪しい宗教団体のようですね。</p> <p>センターの業務のうち、地域コミュニティ業務と公民館業務で何方が主業務なのでしょう、もし公民館業務の衰退阻止と機能強化がメインの統合であれば、〇〇まちづくりセンター⇒〇〇特定公民館と表記すべきではないか、そして新しい機関及び施設の名称については、現行の「まちづくりセンター」と「市立公民館」に拘らず、統合に相応しい名称を広く市民から募集しては如何でしょう。</p> <p>まちづくりセンターを発足させて所沢市はこれまで、公民館業務を補助執行させることにより衰退や機能低下を阻止しようとして来たのではないのか？センター発足以来十数年その評価・検証を公に行っていないではないか。衰退と低下の原因・要因は何なのか？一元化によりこれを必ず解消できるとする5年間検討した結果のエビデンスがあるなら示して欲しい。これまでどおりの補助執行若しくは委任執行では何故ダメで、本執行ならば絶対大丈夫と言えるのか、その根拠は何か？本執行と補助執行による具体的な効果の違いは何ですか？</p> <p>公民館業務については社会教育法により「公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされ、更に公民館は「当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」とも義務付けられていますが、何れについても市がこれをこれまで実施してきたというエビデンスが見当たりません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関ですが、このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたので、意思決定に時間を要することがありました。この課題を解決するため、今後は市民部が一元的に所管していくことになります。名称につきましても、これまで「まちづくりセンター」と「公民館」それぞれの根拠条例による名称が二つ存在する状況でありましたので、今後は市民部が一元的に所管していくこととなります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
81		<p>毎年「公民館事業報告集」なるものが発行されていますが、これは決して「運営の状況に関する情報」ではありません。「社会教育法22条で規定する事業6項目に対応する項目別に分類されてもいないし、衰退や低下を確認できるデータも載っていないので、衰退や低下について市民が確認できていない。(この公民館事業報告集は、市民への閲覧に供するためというよりも各公民館(センター?)の職員向けの内輪用のデータ集のようです)</p> <p>そして、公民館設置及び管理条例施行規則でも所掌事務項目を8項目に分類していて、法22条に定める分類との整合性に疑問があり、公民館事業報告集もその8項目にも整合していない。</p> <p>そもそも「所掌事務」は施行規則ではなく条例本体で規定すべきことでしょう。当然22条に対応した分類とし、項目別に衰退や低下について評価・検証すべきです。</p> <p>センター発足時は制度上は本執行が出来なかったのが補助執行としたと思われるが、委任執行も可能だったと思われるが、何故補助執行を選んだのか、結果として補助執行は失敗だったのではないのか？衰退や低下について行政は誰も検証し責任を取らないのか？このままだと例え一元化しても同じような結果になる懸念はないのか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公民館は施設としても機能委としても条例に規定されておりますが、その機能の実施が補助執行されているものです。施設の管理と施設を活用した事業と、双方がより効果的に行われる必要があると考えます。まちづくりセンターは、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関です。このそれぞれの業務の所管が、市長部局と教育委員会に分かれていましたが、今後は市民部が一元的に所管していくこととなります。引き続き、まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であるように努めてまいります。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
82		<p>今回やっと一元化に踏み切れたのは、いわゆる「第9次一括法」が施行されたからでしょう。しかし施行から既に5年が経とうとしています、その間市は何をして来たのか、そしてその結果が今回の訳の分からない素案になってしまったのか？そして次はいきなり条例の議会上程で手続が完了するというのか？そして、そして、新しいまちづくり条例の制定だけを以て、衰退や低下が阻止出来ると考え、議会でも市民も納得して可決されるはずだと目論んでいるのか？随分議会も市民もなめられたものですね。もしこれが民間企業であれば衰退や低下を認識したなら、5年間もこれに対して何も対策しないなどはあり得ないし、おそらく命取りになり破滅してしまうかもしれません。</p> <p>第9次一括法は画期的でこれまでの、地方自治体の市長と教育長との相対関係を根底から覆す矛盾した特例で正にエポックメイキングな、国と地方自治体それぞれの思惑・政策の葛藤の結果による妥協策ではないかと勝手に思っているくらいで、矛盾を承知でつくられた法律のようにさえ感じます。地方公共団体は絶好のこのチャンスを是非最大限有効に生かして欲しいものです、にも拘らず、市の基本計画にも盛り込まれていませんし、市長の重要施策(公約)にもありません。大いなる認識のズレを感じざるを得ません。</p> <p>第9次一括法の施行に際し文科省総合教育政策局長より各教育長と知事あてに通知をしています(令和元年6月7日)。その中でポイントとなるのが「地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とする特例である」とし「その条例に基づき、管理運営の基本的事項について規則を定めることとし、予め教育委員会に協議し、制定・改廃や管理執行についても意見を聴くこと、教育委員会も意見を述べられること」そして更に「条例の制定・改廃議決前に議会は教育委員会の意見を聴かなければならない」とも述べています。</p> <p>つまりこれは、条例だけでなく規則の制定も義務であり、教育委員会お墨付きの規則で「社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置」も含め必要な事項が全て網羅されていることが前提の必須条件であると解せます。</p> <p>しかし現実問題としてこれは形式的な建て前であり、協議や意見徴収で全てが合意されることなどあり得ない(もしあり得るならこれらの手続は不要である)例え不都合であっても市長部局が「効果的だ」と判断したものが結果的に全て「適切な確保」と判断されてしまうでしょう。例え教育委員会が「不同意な場合には市長部局はこれを尊重しなければならない」旨の規則にした場合は、市長部局の「より効果的と判断」が、教育委員会の「適切な確保」に負けてしまうこととなるので、このような規則は一元化に反することとなり、現実には制定されないはず。</p> <p>つまり、いくら教育委員会が「適切な実施の確保の担保」と唱えても、市長部局から「より効果的」という「水戸黄門の印籠」を出されたら「最後に、愛は勝つ」ならぬ「最後に、より効果的(=愛)の方が勝つ」ことになりますね。</p> <p>従って議会も単に「条例・条文だけの適否」では判断はできず、規則は勿論のこと、2条例の廃止と新しい条例の制定に伴い必ず連動する全てのルールや、組織機構、人事、予算など関係する全ての事象をチェックしなければなりません。現実問題として議会に提出されてからではこれらを全てチェックして結論を出すことは絶対不可能です、市が5年も掛けてやっと出来た程の条例案を僅か数日間の会期中に議会が判断すべき事案ではない。</p> <p>市民文教常任委員を含む数人の議員に「所沢市には公民館は幾つあるでしょうか？」と質問してみました、何方も即答できませんでした。(分館だけでなく「地区公民館」と言う市立ではない公民館も含めれば「所沢市に公民館(という名の建物)は一体幾つあるのか」の問いに正解できる人は議員に限らずいないかもしれませんが)こんな実態でありながら、条例案の提出後の数日間て結論を出す、出せるとしたら、市民にとってもこんな恐ろしいことはありませんし、議会への信頼もなくなります。</p> <p>全ての議員に於かれては、どうか速やかに調査・研究・勉強を先ず開始してください、間違っても提出された条例だけで議会会期中に無理やり判断をしようとしないうこと。</p> <p>これまでも条例の制定や改廃についてはそれなりに議会で審議していますが、一旦議決してしまえばそれで終わり、議員の役目が終わったかの如く、施行後の検証を行っていません、まるで制定すること自体が目的みたいですが「所沢市市長の給料の特例に関する条例」などを除き殆どの条例は、ある目的を遂行するための手段に過ぎません、目的と手段をはき違えないこと。</p> <p>「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」然り「所沢市マンション管理適正化推進条例」然り、全く検証していません「補助金交付」はその極みです、とても所期の目的どおり施行されているとは思われません。制定はゴールではなくスタートです。</p> <p>[次ページへ続く]</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
82		<p>[続き]</p> <p>(「埼玉県エスカレーター式の安全な利用の促進に関する条例」については、その効果については大いに疑問ですが、時々現場で調査してデータとして見える化し(少しではあるが促進されている)、知事も積極的に普及活動を行っている姿勢には好感が持てますね)</p> <p>そう言うことにならないように、この条例では付帯条件を設け、然るべき時期、または一定時期に必ずその効果を検証することを本文または付則に謳い、更に社会教育法32条で求めているような「評価・見直し」を公民館運営審議会にも義務付けるべきです。</p> <p>この素案は、現在の体制を維持し、単純に補助執行からそのまま本執行に移行することを前提にした発想です。国が何故このような矛盾する特例をあえて施行したのかを理解していないようです。つまり「本執行も可能とする」ということは、単なる手続の問題ではなく、市長と教育長のこれまでの相対関係の特例を認めたのですから、単に本執行にどう移行するかという単細胞の発想ではなく、市にとって市民にとって「より効果的な一元化とは何か」というフレキシブルな発想・判断をすべきなのです。</p> <p>それにはまずは、社会教育法に縛られる社会教育施設としての公民館という足枷を外して自由の身となってゼロの状態からスタートすべきです。所沢市にとって、公民館だけでなく移管すべき社会教育施設全てについて見直すチャンスだということです。</p> <p>(例えば公民館には、市立ではない地区公民館という紛らわしい名称の公民館も野放図に点在していますので、一元化により一層「公民館って何？」が蔓延するでしょう)見直した結果全ての社会教育施設ではなく公民館に限るのか、更にその業務も、全てなのか一部なのかなど根本から見直すべきなのです。</p> <p>同法では市が市立の公民館を必ず設けることを自治体に義務付けてはけません。(また、法人に委託することも可)従って、同法に定める社会教育施設として必要な条件も備えながら、同法には必ずしも基づかない、市民のための公民館業務を司る機関として施設として生まれ変わることも(指定管理者なども含め)可能でしょう。</p> <p>近年「公民館」を廃止する自治体も増えてきているようです。「予算や人員の削減」が目的の場合もあるようですが、少子高齢化や多様性のある価値観など現実を直視して所沢市がこれからの新しい公民館像に何を求めるかですが、あらゆる選択肢の中から慎重に市民と共に決めてゆくべきです。少なくとも「現状の体制維持、補助執行から本執行へ」という単純な発想は視野が狭すぎる。(補助執行でも一部だけとすることもあるし、補助執行ではなく「委任執行」も可能でしょう)</p> <p>そもそも今回の問題は、公民館を含む社会教育施設の移管が可能となった法改正に伴い、所沢市の総合計画の策定及び進行管理、行政経営の推進、組織及び職制についての問題と捉え、経営企画部中心のプロジェクトとして、条例などのルール、規則等の立案支援及び審査並びに法令の解釈、職員の人事などは総務部所掌の問題なので、第9次一括法の施行を受けて、経営企画部が中心となり、教育委員会と市民部だけの問題ではなく、関係しそうな全部局からなる全市を挙げてのプロジェクトチームやタスクフォースを結成して取り組むべき事業だし、当然ながら先ずは総合計画にも盛り込まれていなくてはならない画期的な事業であると認識すべきです。</p>	

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
83		<p>更に懸念される非常に難しい判断力が必要な悩ましい問題が、そもそも今回移管しようとする「公民館事業」とは何なのか、その定義付けです。(県が行う助言や研修など、引き続き教育委員会が所掌する事務も当然あります)</p> <p>社会教育法では 20条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とその目的を定め、22条では「公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない」と、その対象となる事業6項目を規定していますがこれはつまり、当然ながらあくまで20条の目的のために限定される項目のはずです。</p> <p>一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>(六についても「20条の目的達成のため」ですから「住民の集会」も「その他の公共的利用」でもこの条件内であればならないので、決して利用目的は問わない訳ではないはずですが、例えば自治会の総会を小手指分館で開催していましたが、これも果たして六に該当する集会なのか、二の〇〇会の開催に該当するのかわかりません。)</p> <p>一方で所沢市まちづくりセンター条例(「設置条例」ではありません)では「地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するため」と、社会教育法に定める公民館の目的とは明確に区別されています。</p> <p>ところが、同センター発足後の補助執行体制ではこの違いが曖昧でほとんど区別が付きません。例えば「各センターだより」などでは、イベントなどの告知では、主催、問合せ先などを「〇〇センター・公民館」や「〇〇センター(公民館)」「〇〇センター公民館グループ・担当?」「〇〇センター」「〇〇公民館」など、センターと公民館の表示に区別も統一性もなく、ネットなどの地図上でも実態とは異なる表示もありバラバラで、一体どれが正しい表記なのかさっぱり分かりません。</p> <p>公民館事業報告集の表紙には発行元の「所沢市教育委員会」の表記の下にわざわざ「〇〇まちづくりセンター」の表示を追加しているセンターもあります。そして「新型コロナウイルス感染症への対応」という事業項目までありましたが、これはもしかして公民館事業としての対応と、まちづくりセンターとしての対応がそれぞれ別々にあって、そのうちの公民館事業としての対応についてのみの報告なのかと感じさせる項目で、如何にセンターと公民館の区別がつかないし、つけようもないことが最早全市場的に完全に浸透定着しているかが如実に分かりますね。</p> <p>まちづくりセンターだよりなどでは、出張所としての事業と思われる活動や情報が満載ですが、その中にはセンターと公民館をそれぞれの設置目的ではなく、単にその施設を多目的に貸し出すだけの様な内容も少なからず有りますが、特に社会教育法22条にある公民館の事業項目の「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」に該当すると思われる事業は、公民館事業報告集には報告されていないようで、公民館事業報告集では公民館事業の実績を把握することは出来ません。公民館事業ではないと捉えているのでしょうか。</p> <p>社会教育法22条には「四体育、レクリエーション等に関する集会を開催」ともありますが、公民館内の施設である地区体育館などでは、実質的にスポーツ振興課が所管して開催したり(新所沢では「地区体育館」ではなく「体育館」と表示されています)「三図書、記録、模型、資料等を備え」では図書館との区別なども、分かりにくい。</p> <p>例えば、トコロん元気百歳体操のサポーター『トコフィット』の養成講座を高齢者支援課が開催するそうですが、これはスポーツの振興か、体育・レクリエーション等に関する集会ではないのか?</p>	<p>まちづくりセンターは、社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。こうしたことから、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足や自己実現・成長を通じて、学習者相互のつながり意識や絆の強化、さらに住民の主体的参画による地域課題解決を促す役割が求められている公民館の機能を統合して、まちづくりセンターの強化を目指すものです。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
84		<p>そして、中でも最も不可解なのは「生涯学習事業」に関する定義とその所掌分担の曖昧さでしょう。平成19年の公民館運営審議会の答申のタイトルが「生涯学習社会における公民館事業の方向性について」でした。これはつまり、当時は生涯学習事業を担う機関としての受け皿として公民館がそれを中心的に行っていたということでしょう。</p> <p>ところが令和5年5月の答申ではタイトルが「地域の学習拠点として・・・公民館のあり方について」となって、平成20年に生涯学習推進センターが発足したことによるものなのか、どうやら公民館事業活動の主役の座から「生涯学習」の4文字と共に消えたようにも見えます。そして、この答申では「一元化されてもこれまでの公民館はそのまま引き継がれるべき・・・」として、そのあり方について述べていながらも、肝心の一元化の是非やメリット・デメリットなどを審議答申では一切触れていません。</p> <p>更に驚くことにその後の生涯学習推進センター運営協議会でも、社会教育委員会議(公民館運営審議会の委員長もメンバーの一人ですが)でも、その答申内容は報告されましたが何方からも質問や意見が全くなく、一元化に対する意見もなかったことには大変驚きでした、まるで他人事のような感じでした。この公民館運営審議会の答申は実質的には専門部会で決められていました。「公民館のあり方」という正にこれからの所沢市の公民館がどうあるべきかという根本的な課題ですから、これこそ少しでも多くの委員からの意見が必要なのは、これとは反対に、なるべく人数を絞って、速く決めて決めたがための専門部会と思えません。そもそも「公民館のあり方」の専門家などいらっしゃるのでしょうか？ もしいらっしゃれば衰退も防げたのではないかと？</p> <p>市も市民への説明会を教育委員会と市民部からそれぞれ1回ずつ計2回開催しましたが、同じ様に一元化のメリットやデメリット、公民館・まちづくりセンターの総括・検証など具体的に(教育長・市長・経営企画部からも)説明していませんでした。センター利用者にアンケートもしていましたが、衰退などの要因については聞いていないし、肝心の、公民館を利用していない人に「何故利用しないのか」を聞いていない。</p> <p>それに、またまた驚いたことに、2回目の説明会では、公民館運営審議会の某委員(学識経験者)から「我々学識経験者の間では、特定公民館となることに否定的な人が多いが、私は是非所沢市が先駆けて特定公民館の成功例となって欲しい」旨の発言があり、その影響力が非常に大きいであろう立場の人が何とも無責任な発言をこんな場ですのかと耳を疑いました。</p> <p>賛成の理由とともに、その旨を何故答申には盛り込まなかったのかを説明しない委員の無責任さは重大で、委員を任命した教育長？も同様です。多くの専門家が否定的だとする理由と、でもあえて賛成する理由、そして法施行後相当な期間が過ぎているのだから学識経験者なら当然、その間の他の自治体の状況、実態、特定公民館に移行した自治体の事例などについて詳しく他の委員にも分析紹介したりして、何故賛成するのか、その根拠を示すとともに、それらを集約した結果の答申を出すことが求められたはずで、このような発言は市民にとって委員への不信感と、一元化への不安感を煽る結果となり、ジキルとハイドみたいな、委員と一人ひとりの二重人格者では危なくて、とても審議委員となるべき人ではないと強く感じました。本件に限らず各委員の人選にも疑問を感じています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
85		<p>生涯学習推進センターは教育総務部に属する、意思決定権限のない施設(現在はようやく公民館と同じ社会教育課に属する社会教育の機関及び施設となったか)として発足しながら、公民館だけでなく市の全ての施設(市以外の施設までも)などの事業の中から、独断で勝手に生涯学習と判断したもの(事業?)の情報を、一情報誌でありながら、あたかも市の広報誌の一部であるかのように紛らわしく見せかけた「翔びたつひろば」という情報誌を「広報とこざわ」の紙面に挟み込んで月1回全世帯に配布しています。そこには「公民館だより」と題して「まちづくりセンターだより」ならぬ、まるで「公民館からの情報」であるかのような「勝手に生涯学習だより」が堂々と載っています。(同様に「図書館だより」「文化財だより」スポーツ、救命講習など、めいばい「〇〇だより」を詰め込んでいます。</p> <p>生涯学習推進センター条例ではその設置目的を「教育基本法3条の生涯学習の理念に基づき設置する」となっています。このように公民館は社会教育法、一方同センターは教育基本法(図書館は図書館法)と根拠法令がそれぞれ異なり、しかも「生涯学習の理念」という言わば形のないものをその根拠とした事業として定義付けすることは非現実的です。</p> <p>その理念とは「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」ですから、国民一人一人がそれぞれの意思で学びたいと思うものであり、学ぶものはそれぞれ個人により異なることから、あらゆるジャンルに亘るもので、特定のジャンルに捉われることなく、本来行政側が決めつけられるべきものではない。</p> <p>行政は生涯教育をするのではなく、国民一人一人が学び生かすための環境を提供することです、(主体は行政ではなく国民・市民です)従って、生涯学習事業として個別に縦割りで区分されるものではなく、広く各部署の事業に強引にでも横断的に振り分け、しかも各事業ごとに出来るだけ重複しないように「〇〇に係る分を除く」のように規定するしかないでしょう。(「糸」の歌詞にある「横の糸は私」ですね)</p> <p>しかしその実態は、まちづくりセンター条例の業務(第3条)には「地域における生涯学習の推進に関すること」があったり、逆に教育委員会の事務組織及び各課事務分掌規則には「生涯学習に関すること」がなかったり、みんな好き勝手に「生涯学習」を都合よく使い分けているだけです、これでは「公民館業務を移管する」といってもその範囲が曖昧で、少なくともいわずの生涯学習と思われる部分だけでも、市民部の所掌と教育委員会の所掌をどう区別するのかを規則で定める必要があるでしょう？</p> <p>例えば同センターにも公民館にも学習室があり、夏休み中の学生にそれぞれ自習室として供用させていますが、同じ人が利用しても同センターで利用すれば生涯学習で、公民館で利用すれば公民館業務となるのでしょうか？</p> <p>また、生涯学習推進センター条例施行規則2条の「所掌事務」には「博物館及び文書館の建設に関すること」が謳われていて、これは、所沢市では将来博物館と文書館の2つの社会教育施設と思われる施設が具体的に建設計画としてあり、何れもこれを「生涯学習用の施設と捉えていることを前提としている規則であると思わせますが、その根拠は如何に？</p> <p>成人式(名称だけは変えても事実上は成人式としてこれまでどおり20歳を対象として「新成人を祝う」ための式典と捉えている)も社会教育課の公民館事業として、公民館運営審議会でも審議しているようだが、開催場所は公民館ではなくまちづくりセンターとなっているし、内容も各地区の中学校の晴着同窓会的要素が主流で、市民部地域づくり推進課の業務である「コミュニティの推進に関すること」或いは同じく市民部のまちづくりセンターの業務「地域における自主的なまちづくり活動の支援に関すること」または「地域における生涯学習の推進に関すること」に該当し、何れも市民部の所掌ではないかと思うくらいです。</p> <p>近年では、ごみ拾いを競技として、その回収量などを競い、環境美化や参加者間のコミュニケーションを図ろうとするイベントもあるようですが、これは一体体育・レクリエーション・コミュニケーション・エコボランティア活動？ それとも生涯学習でしょうか？</p> <p>[次ページへ続く]</p>	<p>ご意見ありがとうございます。「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
85		<p>[続き]</p> <p>翔びたつひろば6月号では、象徴的な「主な生涯学習関連の公共施設マップ」が掲載されました。正に「主な・関連」と、曖昧な表現の代表のようなアバウトマップです。各「〇〇まちづくりセンター・〇〇公民館」がそれぞれ1つの施設(センターも生涯学習の関連施設なんですね?)となっていて、更にこれに併設されている(いない施設も含め)児童館、図書館、老人用施設、更にはコミュニティ施設まで生涯学習関連施設と捉えています。この中から純粋に生涯学習には該当しないとすると公民館業務だけを市民部の所管に移すことが果たして出来るでしょうか？</p> <p>「まちづくりセンターだより」にてさし10月(2022年9月8日)によれば</p> <p>「小手指地区文化祭(小手指まちづくりセンター小手指公民館小手指地区体育館)・主催小手指地区文化祭実行委員会」と、「小手指公民館分館文化祭(小手指公民館分館)・主催小手指公民館分館文化祭実行委員会」(開催日は異なる)のお知らせがそれぞれ載っていましたが、この違いは何か分かりません(作品の応募要領は本館だけが掲載)、応募者は両方に応募できるというメリットか？そもそも前述のように、2つの公民館及びセンターなのに「本館」と「分館」をまとめて「小手指まちづくりセンター発行」とする意味が分からない。文化祭でも本館と分館とは全く別の行事と捉えているなら、何故それぞれのセンター・公民館として独立した「たより」として別々に発行しないのか不思議です。他にも乳幼児向け・介護・子育て、ウォーキング、おはなし会、ソフトボール大会・体操教室、そば打ち教室、他にも環境美化の日・もったいない市、部落差別の研修会に加えサービスクーナーの開庁のお知らせまで多彩で、さながら出張所としての広報小手指ローカル版のようです。そして最後に「公民館事業参加時の注意事項」としてしめくって、公民館外のイベントなどを含め、まるでこれらの項目全てが公民館事業だと認識しているようで、さながら一種のパズルのようです。</p> <p>文科省は生涯学習政策局と社会教育課を廃止し、総合教育政策局として生涯学習推進課と地域学習推進課を設けましたが、これが何を意味するのかは分かりませんが「生涯学習振興行政と社会教育行政の連携という従来の枠組みでは持ちこたえられなくなった」と評する専門家もいるようです。(これからは連携ではなく融合なのか？)</p> <p>一方スポーツ振興課では、散歩もウォーキングもスポーツと捉え、そしてそのスポーツは全て生涯学習でもあるとの認識だそうです。同様に文化、芸術等々あらゆる分野が生涯学習でもある訳です。なのに、文化芸術振興課が市民部の所属となっていますが、教育委員会の所掌である社会教育若しくは生涯学習には該当しないのか？</p> <p>更に「市民が相互にふれあい、共に学び、文化の向上に寄与するため、所沢市学習等供用施設(以下「供用施設」という。)を設置する」という摩訶不思議な目的の「所沢市学習等供用施設条例」に基づく公民館などに併設(名称だけの幽霊施設?)されたような8カ所の施設も存在するようですが実態は、全く機能していないでしょう。(学習等の「等」とは何?)また「供用施設を公民館の用に供するときは、本条例の規定にかかわらず、所沢市立公民館設置及び管理条例(昭和45年条例第2号)を適用する」とはどういう意味なのか、「公民館の用」と「学習等の用」とどう違うのか？そのうちの所沢市狭山ヶ丘学習等供用施設は公民館には併設されていないので「公民館の用」に供することはあり得ないと思うが？果たしてこの学習等共用施設も社会教育施設なのでしょうか、機構図にも載っていない幽霊施設のようですが 一元化された場合はどうなるのでしょうか？</p> <p>また「(平成28年度～令和32年度)公共施設等総合管理計画」では、主な社会教育系施設として「公民館」は含まれておりませんが、まちづくりセンターに吸収されてしまったのでしょうか、最早所沢市においては社会教育施設としての公民館は事実上存在しないということなのか？(これでは現実的には、まるで一元化を先取りしているかのようです)</p>	

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)に対する「ご意見と市の考え方」

No.	ページ及び項目	ご意見の内容	市の考え方
86		<p>今回の問題に限らず他の部署、他の課題でも経験上感じることは、所沢市には法律などのルールの専門家がないということをつくづく感じます。色々な条例以下各関係規約を必要に応じて制定していますが、そこに全体的な矛盾や間違いをなくすようなチェックシステムの構築(国の場合は内閣法制局のような)と人材が欠けている。規約などの趣旨・目的を理解せず、不備にも気づけない、認識しても何も変えようとなし、ド素人である市民でもすぐ分かるようなことでさえ理解できていない事例が多々あります。</p> <p>現市長は数十項目もの重要政策・公約を掲げているが、それらを実現するためには職員の力が絶対必要で、「センターの更なる強化」以前に、もうひとつの「職員の資質向上・意識改革」という最重要施策が抜けています。数年で職員の担当業務を変えることは個人のスキルのアップに繋がるのかもしれないが、地方行政としての基幹部門は専門職を育てるべきだ。それが市民にとっても利益となるはずだ。</p> <p>条例などの制定・改廃は多くの場合目的ではなく手段です。目的と手段をはき違えるようでは行政に限らず致命的です。今回も「2つの条例を廃止し、新たに1つの条例を制定すること」は手段であり、目的は「地域コミュニティの衰退の解消と更なる機能強化であり、そして、それを如何に可能とし担保するか、教育委員会との関係をどう構築するのか」でしょう。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>